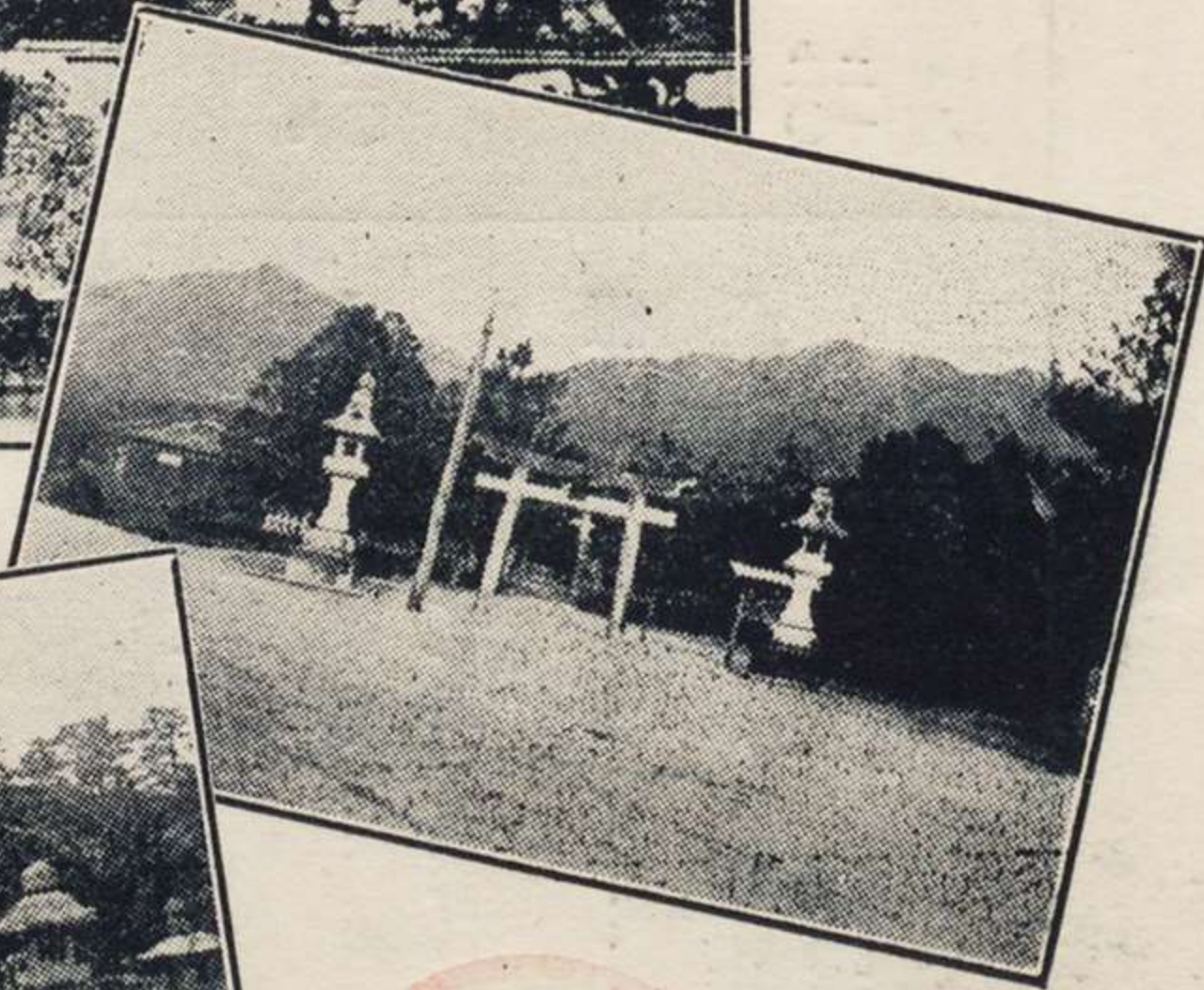
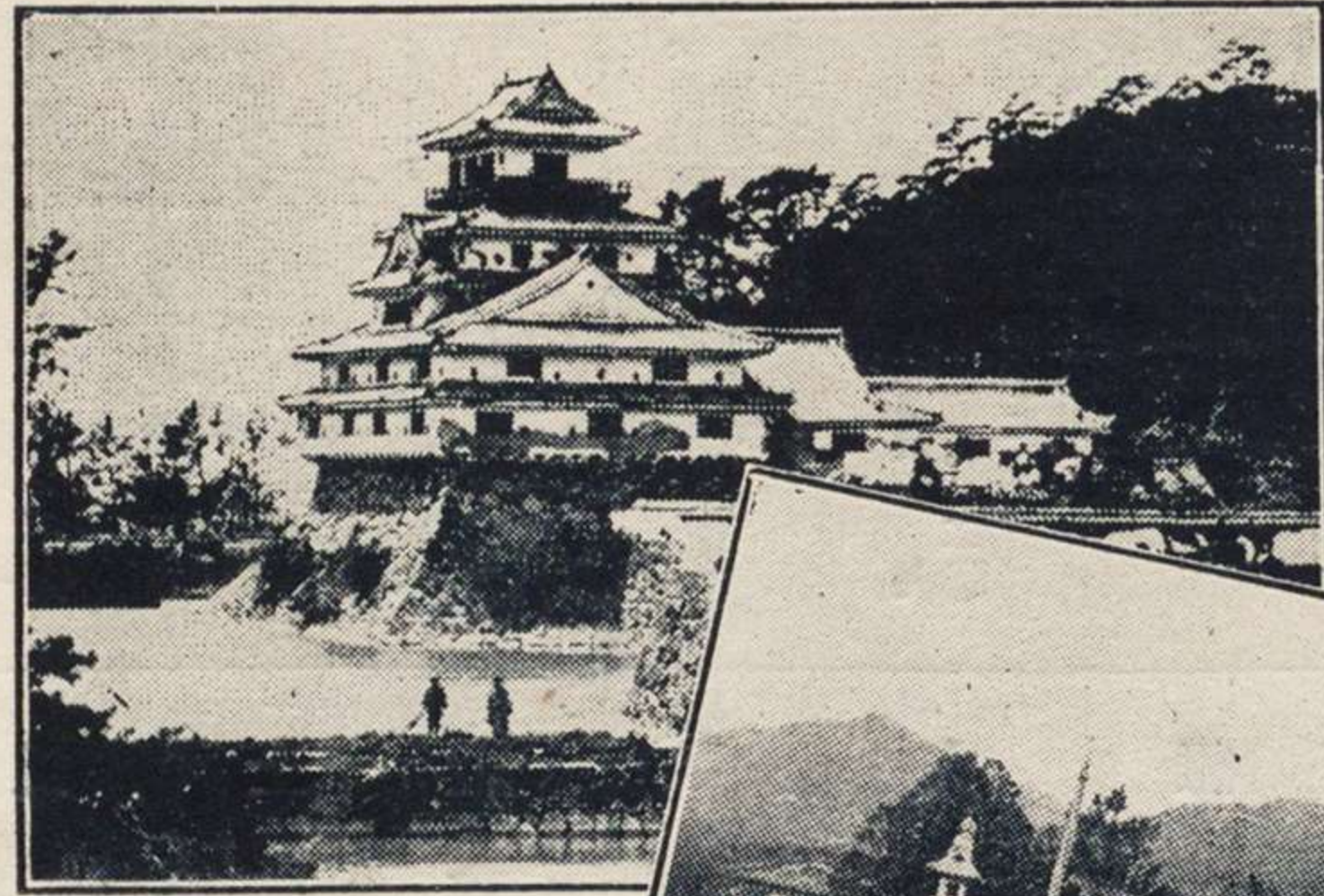


報月萩

號六拾第



號月七年四和昭

行發町萩縣口山

目次

庶 般 行 政	◆ 詔勅集を謹製し各區長役場に備付く ◆ 第五回町會 ◆ 萩町區長集會 ◆ 六月中に於ける本町各種委員會開催 ◆ 改正民事訴訟法に於ける事實及證據の調査方囑託 ◆ 林 野整理委員決定 ◆ 萩町辭令 ◆ 叙任及辭令 ◆ 六月中發令 の主要法令 ◆ 時報中改正 ◆ 萩の曆	至自 六一
表	◆ 感謝狀贈呈	至自 六
學 事	◆ 小學校職員退職 ◆ 圖書館職員兼任 ◆ 明倫兒童の乃木 講談 ◆ 阿武郡女教員會 ◆ 本郡教員第一會 ◆ 第 拾六回明倫女子同窓會 ◆ 明倫青訓の行軍演習 ◆ 明倫小 學校來校視察者調	至自 九六
產 業	◆ 鯉兒無償配布 ◆ 竹箸漂白講習會の狀況 ◆ 萩町役場に 於て滿洲輸入組合事務取扱 ◆ 夏蜜柑の鐵 道輸送狀況 ◆ 伯國移住者募集 ◆ 蘭賣免許 ◆ 六月 和四年春蘭統計 ◆ 萩町立工業講習會 ◆ 六月 魚市場賣買取扱高 ◆ 六月中輸出貨物調 ◆ 昭和四年 月中關係各開港別輸出額調 ◆ 六月中秋調の物價 ◆ 四 月中の氣象 ◆ 六月中秋向觀測 ◆ 六月中秋氣類別日數	至自 二〇九
財 政 經 濟	◆ 家屋賃貸價格標準調査 ◆ 昭和四年度五月分納稅成績	至自 二一〇

庶般行政

● 詔勅集を謹製し各區長役場に備付く

皇室を中心として我國體の觀念を彌が上にも高調し眞に國民精神の作興を期する目的の下に別項區長集會の際町長より述べたる如く各區長役場管内に於ける諸種の集會又は在郷軍人會青年團處女會戶主會主婦會乃至報德會等會合の場合 御聖旨の奉讀式を擧ぐるを以て恒例と爲すこととし六月二十五日區長集會の開會劈頭津村春日神社々司に依り最も嚴肅裡に謹製詔勅集の清祓式を行ひ各區長に對し夫々其の配付を了したり上記團會とも本趣旨の勵行方に付一層の御配慮を望む

● 第五回町會

六月十三日午後二時より全議員の協議會を催し午後

軍 事	◆ 勤務演習召集 ◆ 簡閱点呼 ◆ 軍隊行軍	至自 二二
通 信	◆ 萩郵便局昭和四年六月分事務取扱狀況 ◆ 萩郵便局六 月中の行事	至自 二二
土 木	◆ 簡易水防方法に就て	至自 二四
社 會 事 象	◆ 農村の結婚に關する事項を如何に改善すべきか ◆ 公 人及私人	至自 三六
衛 生	◆ 昭和四年一月以降傳染病患者數 ◆ 昭和四年一月以降 死亡者埋火葬別	至自 三七
人 事	◆ 戶籍と身分關係 ◆ 萩町の人口動態 ◆ 五月中寄留者の 異動 ◆ 受刑者	至自 四〇
雜 事	◆ 萩町公會堂に於ける山崎延吉先生の農村經營に關す る講演筆記 ◆ 造林地實地指導並に造林獎勵金に就て ◆ 稻の人工交配に就て ◆ 蘭鮮實業視察談 ◆ 社會教育上の 圖書 ◆ 明治節記念棟奉建に就て ◆ 感謝 ◆ 六月中秋 日誌 ◆ 昨年の今月今日 ◆ 夏蜜柑の剪定に就て	至自 六四 六六

● 萩町區長集會

三時半より正式の會議を開き萩町各種資金繰入の件外二十二件を附議何れも原案通可決確定したり。

六月二十五日午前九時より町公會堂に於て萩町區長集會を開催出席區長九十一名、開催に先立ち本町の謹製に係る詔勅集を配布する爲津村春日神社々司によつて嚴肅なる修祓式を行ひ後左記町長の挨拶に引續き協議事項の打合せを了し午后三時閉會せり

◎ 區長集會に於ける町長の挨拶

本日をして昭和四年第二回區長集會を開催し各位と共に萩町政の進展に關し懇談を遂ぐることを得るは本職の最も幸慶とする所なり爾來各位の旺盛なる公共精神の發現に依り町の現勢は日進と共に其の面目を改め一面治者被治者の間融合相統制して益々勤勞

の美風を促進し民風を作興せる跡等視るべきもの尠しとせず今後とも十二分の援助を吝まれざらむことを望む

各區長役場區域に於ける諸種の會合に際し詔勅の奉讀式を行ふを以て恒例となし相倚り相俟つて 皇室中心主義の實行に努むべきことは時代に相應したる舉措なるを認め今回區長役場の備付として別冊詔勅集を謹製し配付することとせり其の捧護に付ては特に留意を拂はれ區内區長役場關係の諸會又は在郷軍人會戶主會主婦會青年團處女會報德會等舉催の場合に於ても之に依り奉讀式舉行方督勵せられたし曩に各區長役場の巡視を終了したる處其の結果は別に表示する如く概ね良好の成績を收め得られたることを認め欣快に堪へざる所なり殊に各區に涉り區内共存共榮の事實を認むること少からざるか如きは各位の勞功を多とし感謝措く能はざる次第なり只就中若干の區に於て戶主會主婦會の一若は二ども未設置のもの及區内に在る他の機關との間連繋密接ならざるもの多少あり此際特別の努力に依り夫々其の實現方を期せられたし

本町の家庭割業は近時著しき進歩を遂げ在來の農閑期作業に屬するもの、外編網業、杉箸、竹箸、籐表製造、夏蜜柑籠、各種竹細工、傘骨製造、養鶏、養蜂、眞綿製造、屑繭製絲、萩人形、軍隊用手袋製造等十數種を數ふるに至り加ふるに其の技工何れも精緻を極め萩町内に職業氣分の横溢するを見るか如きは應て工業都市を形成し得べき前提なりとも謂ふべく眞に慶賀に堪へざる所なり然りと雖尙ほ現に餘剰となれる勞力にして多大なるものあり近く交通機關完備せむとする秋に當り一層生存競争の熾烈なるべきことを豫期し各位は其の普及發達に付深甚なる督勵方法を講し遺憾なきを期せられむことを望む以上の外は別項提出事項に付懇談を遂ぐることをすへし

昭和四年六月二十五日

萩町長 林 勇 輔
協議事項 庶務課提出

- 一、區長代理者異動に關する件
- 二、時報中改正に關する件

四、特別稅戶數割賦課に關する件

◎六月中に於ける本町各種委員會の開催

- 三日 午前十時より府縣道田万崎萩線道路改修の件に付都市計劃調査委員會開催
- 三十日 午前十時より萩魚市場出納事務検査其他に付魚市場委員會開催

◎改正民事訴訟に於ける事實及證據の調査方囑託

六月十九日付山口地方裁判所長より萩町長に對し改正民事訴訟法第三百三十一條に依る事實の調査並に同第二百六十二條に依る證據の調査に關し其の事務を囑託する場合ある旨豫め通牒ありたり

◎林野整理委員決定

萩町公民中選舉權を有する者の中より選出したる林

- 三、區長及區長代理者の任期に關する件
- 四、戶口調査原簿整理に關する件
- 五、區の集會等開催に關する件
- 六、區長役場巡視成績に關する件
- 七、町吏員擔當區域に關する件

勸業課提出

- 一、農業調査に關する件
- 二、穀物検査縣營實施に關する件
- 三、小作料米の検査手数料に關する件
- 四、小作補給米金標準に關する件
- 五、小作獎勵會又は地主小作協調組合設立に關する件
- 六、桑園立毛品評會開催に關する件
- 七、夏蜜柑園改良に關する件
- 八、茶種子無償配布に關する件

稅務課提出

- 一、田畑地價合計額貳百圓未滿の場合地租免除申請に關する件
- 二、無申告異動地整理に關する件
- 三、家屋賃賃價格調査に關する件

野整理委員の任期満了したるに付六月十三日第五回町會に於て左記九名を當該委員と爲すことを決定せり

大字椿東	長尾源作
全	田村吉二
全	吉賀善吉
全	小野村音吉
大字椿	別府末之進
全	有田菊穂
大字山田	田村重左衛門
全	山縣卯助
全	井上源介

◎萩町辭令

雇 波多咲子

願に依り本職を免す

(六月十二日付)

◎叙任及辭令

從六位勳四等

森重忠作 (萩町在住)

叙正六位

鐵道局技師 山下清吉

門司鐵道局下關保線事務所長を命ず

公立高等女學校教諭兼公立高等

女學校舍監 赤川正三

願に依り本職並兼職を免す

東京區裁判所檢事兼東京地方裁

判所檢事 長宗純

補神戸區裁判所檢事兼神戸地方裁判所檢事 (萩町出身)

陸軍技師 福川秀夫

陸叙高等官六等 平壤覆審法院判事朝鮮總督府

判事 上野義清 (萩町出身)

補新義州地方法院判事

判事 上野義清 (萩町出身)

□六月中發令の主要法令□

◎國の法規

- 一、萩局電話加入區域改正(六月十七日遞信省告示第千八百一號別項の通)
- 一、府縣制施行令改正(六月十八日勅令第百八十號)
- 一、昭和四年府縣制北海道會法及北海道地方費法改正經過規程(六月十八日勅令第百八十三號)
- 一、昭和四年法律第五十七號町村制中改正法律施行期日(六月十八日勅令第百八十五號)
- 一、市制町村制施行令中改正(六月十八日勅令第百八十六號)
- 一、昭和四年市制町村制改正經過規程(六月十八日勅令第百八十七號)
- 一、市制町村制施行規則中改正(六月十九日內務省令第二十二號)
- 一、工場危害豫防及衛生規則(六月二十日內務省令第二十四號)

◎萩町告示の主なるもの

- 一、蕪賣買取締規則に關する件
- 一、昭和四年度萩町歳入歳出追加豫算の要領
- 一、萩町時報中改正の件

◎萩局電話加入區域中左の通改正し昭和四年七月一日より之を施行す(遞信省告示第千八百一號)

普通加入區域

萩町(大字椿「字椿町同金谷同雜式町同濁淵を除く」同椿東「字雁島同香川津同新川同鶴江同松本川端同船津同清水口同川原同沼田口同新道同松本市同沼田ヶ原同城ヶ越同玉太郎同上野同下上野同椎原台を除く」同山田を除く)

特別加入區域

萩町大字椿字沖原同大屋大字椿東字前小畑同後地同中小畑同中ノ倉同中津江大字山田字玉江浦同倉江同東沖田同西沖田同藤ヶ瀬同東奥玉江同西奥玉江

●時報中改正

六月十三日第五回町會に於て萩町の時報中「就寢の時年間を通し午後十時」とあるを「午後の時、年間を通し午後六時」と改正し七月一日より之を施行することとせり

●萩の暦

國定の祝祭日、萩町の祭日、萩町の行事、租税の納期限、蔬菜類の播種期其の他必要なる事項を一覽表と爲し之を「萩の暦」と名付け六月十七日區長役場を経て各家庭に配布したり

旌表

●感謝狀贈呈

曩に町立木間圖書館設備費中に寄附されたる朝鮮在

住元木間小學校長森野元一、木間在住柏木ヨシ兩氏の篤志に對し六月十日町長より夫々感謝狀を發送したり

學事

●小學校職員退職

越ヶ濱尋常高等小學校訓導 田中フミエ
願に依り本職を免す (六月三日附 山口縣)

●阿武郡女教員部會

六月九日午前八時より山口市に於て阿武郡女教員部會を開催す當日の出席會員九十五名に及び午前中は山口師範初等教育研究会に出席午後一時より山口圖書館講堂に於て會員の報告談島田山口師範學校長の「教育者の精神」と題する講演を聴取し次で先賢堂參拜山口高等商業學校商品陳列場見學午後五時散解せり

●圖書館職員兼任

明倫小學校准訓導 粟屋武雄
兼明倫圖書館書記心得を命す
(六月十七日付) 山口縣

●本郡教員第一部會

萩町川上明木佐々並三見及六島村の小學校教員を以て成れる第一部會は六月三十日午前八時半より明倫小學校講堂に於て開催廣島文理科大學々長吉田賢龍氏の「教育者の信念」と題する講演あり正午閉會せり

●明倫兒童の乃木講話聽講

六月一日塚本小次郎氏を聘し午前十時より本校講堂に於て尋五以上の兒童に對し大將乃木の話の聽講せしむ氏は乃木大將夫妻の崇敬者として知られ當日は大將の幼年時代より起り二時間以上に亘り熱辯を振はれ兒童をして強く感動せしむる所ありたり

●第拾六回明倫女子同窓會

六月十六日午后一時半より本校講堂に於て第拾六回

女子同窓會を催す來會同窓生約四百名に達し多數舊師の臨席を辱ふし國歌二唱勅語奉讀會長告辭來賓祝辭の後舊師香川政一氏の現代の學風と題する有益なる講話あり次で會員の意見發表余興茶話會等と氣藹々裡に豫定の行事を終り午後五時半閉會せり

◎明倫青訓の行軍演習

六月十五日明倫青年訓練所生徒二十余名は二階松村福永三教官に引卒され奈古方面に行軍平素の訓練を實際に體驗し一同は極めて満足裡に夕刻歸萩せり

◎明倫小學校來校視察者調

六月中に於ける本校に來校視察せる者左の如し
下關向山小學校教員兒童約三百名 山口高等女學校教員生徒約百名 福岡縣鞍手郡中泉小學校長和田利雄外教員兒童六百名 福岡縣社會教育主事杉本勝次外小學校長二十九名 愛知縣溫泉郡久枝小學校長矢野太一外十名 和歌山縣伊都郡紀見小學

校教員上垣成平 都濃郡中須小學校教員岩永福主外三名 東京女子教育會々員山下初彦外一名 都濃郡教員會第二部女教員團體學事視察員戸倉連惠外十二名 鹿兒島教育視察團員有村榮助外九名 島根縣鹿足郡小學校長下義經雄外一名 福岡縣貝島炭礦會社員永島金四郎外十四名 廣島縣福山師範學校教員島田修三 鹿兒島縣教育主事兼視學委員東田喜兵衛外十一名 福岡市視學今村貞太郎 靜岡縣周知郡飯田小學校長藤田徳太郎外五名 萩商工會員二十二名 東京府北豐島郡西巢鴨第三小學校長石橋毅外二名 宮崎縣東四杵郡延岡小學校長川越徳松外一名 東京市千束小學校教員勝又房太郎 岡山縣阿橋郡豊前小學校長赤木敏太郎外六名 大津郡啓通小學校長世良誠治 鹿兒島縣始良郡宮田小學校長志々目宏外五名 宮崎縣高鍋小學校長鈴木金次 岡山縣阿橋郡明新小學校長妹尾鍊一郎 鹿兒島縣日置郡日置小學校長永尾歳行外十二名 廣島縣第五師團參謀長松田大佐副官門馬中佐外二名 廣島縣嚴島小學校長坂田軍一 岡山縣小田郡中川南小學校長宮田龍市外一名 岡山縣小

田郡新山小學校教員米澤千秋外六名 山口市々會議長萬代龜四郎山口市學務課池田孫平 山口市婦

人會幹事阿野タミ 山口第二小學校長爲近行歳 鹿兒島縣鹿兒島郡吉田小學校教員大脇爲二

産 業

◎鯉兒無償配布

去る五月二十二日鯉兒無償配付方申請中の處今回一千五百尾を交付せられたるに依り本町内希望者に對し夫々配布を了せり

◎竹箸漂白講習會の狀況

六月一日より同三日迄萩町立工業傳習所に於て山口縣主催竹箸漂白講習會を開催せり講師として長井山口縣技手之に當り講習生十七名終始熱心に受講せり因に講習生一同は製品統一の目的を以て竹箸工業組合設立の計畫中なり

◎萩町役場に於て滿州輸入組聯合會の事務を取扱ふ

今回林萩町長に對し滿州輸入組聯合會の事務を囑託することとなりたるに依り萩町は勿論阿武郡及隣接の各郡より滿州一圓に對し其の生産物を輸出する場合取引の安全を確保するの外尠からざる便益を得ることとなるべし右組合の狀況其の他を左に紹介す

□輸入組合概説□

一、組合創立迄の經過 永年に互る一般財界の不況に伴ひ在滿邦商大部分の疲弊困憊の狀態は何等かの對策を講ずるに非ざれば前途寒心すべき事情でありましたので茲に輸入組合の創設が高唱せらる

、に至つたのであります。組合の創立に就ては數年來在滿商業會議所に於て講究せられて居ました。が昨年沿線各地に於ける商店協會其他の實業團體が一致協力之が實現を圖るべく數回の協議を重ね一方在滿商業會議所代表者が滿鐵に交渉の結果滿鐵から五百萬圓を限度に融資を借受けることゝなりました。茲に急轉直下に愈々具体化しまして滿鐵と商業會議所側と之れが設立に關し數度の協議を重ね大體の基礎案を作製し遂に全滿商業會議所及實業團體の聯合會に於て決定するに至りましたので標準定款を作り之に基き全滿各地に統一された輸入組合の成立となつた次第であります。

二、組合創立の趣旨及目的 輸入組合創立の趣旨は日滿貿易の振興を圖ると共に一面在滿邦商の救済を目的とするものであります。従つて組合の事業は仕入決済資金の融通を始めとし今後組合統制の下に商習慣の改善、商店經營の合理化、運送の利便優良品の廉價仕入、販路の開拓其他種々の事業を行ひまして在滿邦商々業上の地位を有利ならしめ以て永久的發展を期せんとするのであります。要

するに斯くの如くして仕入決済を確實にし母國對滿洲邦商の取引を圓滑ならしむることに依つて邦商の小賣物價を低廉ならしめ更に華商に對抗して邦商の販路を擴張しようとするのであります。

三、組合の特徴 輸入組合は前記の如き幾多の曲折を経て愈々成立したのであります。内地に於ける産業組合金融組合と異なる特殊の点があります。其の主なるものを擧ぐれば

- 一、組合員は滿洲に店舗を構へ輸入品取扱を營業とする邦商に限ること
 - 一、融通資金は仕入決済に限り總て手形を以てし絶対に現金を交附せざること
 - 一、三人以上の商團員を組織し他の商團員連署するに非ざれば融通を行はざること
 - 一、期限内に貸付金を返還せざるときは商團員全員に對し再度貸付をなさざること
 - 一、貸付業務は銀行をして代理せしむること
- 等でありまして全く内地にも滿洲にも例のない組合であります。

四、組合の資格 組合は目下の處法人ではありませ

んが之れは滿洲には産業組合法の施行がなく且つ又此の組合が同法に據るべきものなりや判然しません。輸入組合法と云ふ單行法を特に發布して貫ふことに關東廳に御願してあります。故に現在では民法に據る組合であります。

五、融通資金貸出法 組合の融通資金は當分滿鐵から五百萬圓を限度とする無利子貸付金を以て充てます。が此の融通金は滿鐵より銀行に預金して置き組合が組合員に融通する額だけ宛を貸出すことになりつて居ります。組合員が組合に返還すれば其の金は直に滿鐵預金に繰入れられます。要するに取扱銀行は滿鐵の融通資金の貸出に就いては滿鐵の代理者となり組合が組合員に貸出すに當つては組合の代理者となるのであります。斯ふ云ふ点が普通組合と餘程變つて居ります。

六、組合を通じて取引する場合の利益 組合の融通資金は總て仕入決済資金に限るものであります。其の仕入方法は自由仕入決済と組合を通じての仕入決済とに區分されます。自由仕入決済は組合員が内地又は地場商人より仕入たる場合其の仕切書を

組合に提出し組合の融資を利用して決済するのであります。組合を通じての仕入は組合員單獨にて初めての取引を開始する場合と、今一つは組合員の共同仕入であります。製産業者又は問屋筋に對し別々に少量の仕入を爲すよりも共同して多量仕入を行ひ以て仕入原價の低廉を圖るのであります。組合は組合を通じて注文したるものに對しては之れが決済を確實ならしむべき方法を執りまして買賣雙方が安心して取引の出來得る様充分に斡旋致します。故に本組合を利用することは今後に於ける取引を圓滑にすると共に應て日滿貿易の振興を促進するものと信じます。

七、組合聯合會の設立 輸入組合は現在の處大連、旅順、營口、鞍山、遼陽、奉天、撫順、鐵嶺、長春、吉林、哈爾濱、安東の各地に設立せられ加入人員千三百六十一名出資口數一萬七千三百三十五口（二口五十圓）に達したるを以て是が統制と共同利益の増進を圖る目的を以て去る八月二十七日滿洲輸入組合聯合會の創立を見るに至りました。聯合會は東京、大阪其他樞要の地に駐在員を常置して

組合員の商品仕入を仲介援助し見本、型録及定價表の集受發送や見本市開催の世話や委託販賣勸誘などを遣らせる事になつて居ります詳細は駐在員規定に付て御覽下さい。尙始めて組合員と取引を希望せらるゝ場合組合員の信用程度を御承知になり度き方は駐在員又は直接各地組合に御尋ね下さい。差支なき範圍に於て御回答致します。

八、組合に對する滿鐵の援助監督 組合及聯合會は滿鐵の後援に依つて創立されたのでありますから理事は滿鐵の推薦した者を組合で選舉することになつて居ります又組合及聯合會經費の大部分を補助して居ります故に滿鐵は聯合會事業の一切を監督し又指導されるのであります大体以上述べたる處に依つて本組合及聯合會のあらまじだけは略ぼ了解せられたこと、信じます。

□輸入組合貸付規程□

第一條 貸付は仕入代金の決済に充當するものに限

り組合の承認したる商團員に對して之を行ふ
第二條 理事は指定銀行と協議の上貸付の可否を決定し當該銀行をして之か出納事務を取扱はしむ

るものとす

第三條 公課金、地代又は家賃の支拂を遲滞したる者に對しては貸付を爲さざる事あるへし

第四條 組合員は同一の指定銀行と取引する組合員三名以上を以て商團を組織し組合に對する連滯保證契約を締結し組合の承認を得ることを要す

第五條 貸付は信用貸及擔保貸の二種とす

第六條 信用貸は借受人拂込出資金額の二倍を限度とす

前項の規程は指定銀行の發行する輸入信用狀保證金として貸付を爲す場合に之を準用す

第七條 擔保貸は借受人拂込出資金額の三倍を限度とす

第八條 貸付期限は二箇月以内を原則とし最長三箇月を超ゆることを得ず

第九條 貸付は仕切書を提示せしめ約束手形に依り之を行ふ

前項の手形は借受人之を振出し殘餘の商團員振出保證を爲し理事之に裏書を爲すものとす

第十條 手形は書替を許さず

第十一條 貸付金の授受は左記に依り之を行ひ現金を交付せざるものとす

一、荷爲替手形若は代金取立爲替手形に依り仕入を爲したる場合に於て該手形が取引銀行向なるときは貸付金の振替に依り之を行ひ他行向なるときは該銀行を受取人としたる横線小切手を交付す

二、代金引換郵便又は代金引換鐵道便に依り仕入を爲したるときは其の到着通知書を提示せしめ郵便局又は驛を受取人としたる横線小切手を交付す

三、無爲替仕入のときは銀行を経由して貸付金を仕入先に送金せしむ但し銀行の「コルレス」無き地に對しては郵便局又は他の銀行を受取人としたる横線小切手を交付す

四、地場仕入のときは賣主を受取人としたる横線小切手を交付す

第十二條 擔保貸は南滿洲鐵道株式會社若は國際運輸株式會社其他の銀行の承認したる倉庫業者の發行に係る倉荷證券に依り之を行ふ

前項の證券無きときは擔保品を銀行又は其の指定したる倉庫に保管することを要す

第十三條 擔保品は新規仕入商品にして輸入後擔保の目的たりしことなきものに限る但し卸商より小賣商に賣渡したる商品は此の限りに在らず擔保品の種類及貸付の割合は別に之を定む

第十四條 擔保品に對しては借受人をして火災保險契約を爲さしむるものとす

第十五條 貸付後擔保價格が減少したるときは其の不足額に相當する増擔保を差入れしめ又は貸付金を返濟せしむるものとす

第十六條 組合員が組合の保護を以て單獨又は共同して指定銀行より輸入信用狀の發行を受けんとするときは理事は貸付に準し各組合員の拂込出資金額の五倍の限度内に於て其の保證を爲すものとす

前項の保證に付ては各其の組合員の所屬する商團員は互に連滯保證の責に任し別に定むる差入證を提出するものとす

第十七條 貸付利率は金百圓に付日歩金二錢五厘と

定む但し其の中金六厘五毛は借受人に拂戻し其の組合出資金に振替拂込ましむるものとす
 第十八條 借入商團員にして貸付金の返済を遅滞したるときは爾後該商團に屬する組合員に對しては貸付を爲さず但し保證義務を履行したる組合員に對しては組合員總會の決議に依りて貸付を行ふことあるへし

◎夏蜜柑の鐵道輸送狀況

鐵道省輸送局發行主要貨物情報五月號登載萩の夏蜜柑と題する記事中より摘録。
 鐵道で輸送された數量

驛名	大正十四年	昭和元年	同一年	同二年
萩	四、〇三三	三、九六〇	一、四八八	三、二二六
東萩	一	一、七〇九	一、〇六〇	一、七五九
玉江	三〇四	一、〇〇六	三〇四	一、〇〇六
三見	一四〇	一、九一	二〇〇	二、九一
三隅	三三三	一、七〇	四〇	三、九一
計	四、六九九	七、二八	三、〇五二	六、五七〇
車輛數	五八五車	八四七車	三七八車	八五五車

此の字數は貸切扱のみで四、五、六の三ヶ月分を調べたものである。

種別	四月	五月	六月	合計
萩(貸切)	一、〇二六	一、四八八	六二四	三、一三九
東萩(貸切)	七	二二	八〇	一〇九
玉江(貸切)	五八	七五	四六	一七九
三見(貸切)	四〇	八九	五五	一八四
三隅(貸切)	二四	四六	三六	一〇六
見小口	一七	三七	四八	一〇二
三見小口	一	一六〇	一三六	二九七
三隅小口	二	三	二	七
三見小口	二	三	二	七
三隅小口	二	三	二	七
合(貸切)	八八	二、九三	七六	六、五七
合(小口)	一四	二、六四	一、九四	五、三二
昭和一元年	一、二四	五、三三	一、〇四	一、〇四
同二年	五、四七	七〇	同	十八圓
同三年	九、二九	四八	同	十四圓

次に鐵道運賃を簡單に紹介しよう。

備考此の數字は貸切だけである。三年の一噸當り運賃が低下してゐるのは近距離行が多い爲である
 主要消費地は東北及北海道方面で三年中の總發送數量六千五百三十七噸中主なる纏つた著地は室蘭函館小樽札幌の北海道が八百噸青森山形仙台郡山盛岡等が一千三百噸沙留東横濱行が五百八十六噸となつてゐるが其の他も東北地方が多い云ふ因縁で此の方面がこの蜜柑の顧客となつたかそれは嗜好にもよろうし又同地方には蜜柑類の生産がないので珍らしいのと更に紀州産や伊豫産が早くから交通の便を受け運賃も低廉で東京附近や京阪神の市場を占領してゐる地の利の悪かつた萩産は到底此の地盤に喰入る余地がなかつたので勢ひ是等の手の伸びてゐない東北地方に販路を求むるに至つたのである。元來萩の蜜柑の味は古くから相當に聲價があつたものであるが交通の便の薄かつた時分には生産者でも販路が狭いので澤山出來たつて仕方がない云つた具合で施肥や手入れの如きも殆ど放任の形であつたから自然老木になるに連れて味も落ちるし優良品が出來ない様な状態となり一時その聲價も落目であつたが鐵道の

開通を見てから漸次販路も擴張されるし他地方産との競争も出來て見れば必然品質の向上を計らねばならぬ必要を生じ之が改善について町當局者の奨励と生産者側の自覺と相俟つて漸次優良品の生産を促進し今日に於ては味と云ひ粒と云ひその品質は他地方産に優るとも劣らないと云ふ聲價を得るに至つたので次第に他地方産の領域にもその實勢を示すようになったのである。
 平年に比べて三四割の豊作であると云はれる今年の鐵道輸送の豫想數量は左の通りであつた。
 三月 四四〇噸 四月 二、七四八噸
 五月 四、四五二噸 六月 二、三七六噸
 七月 三、二〇噸 合計 一〇、三三六噸
 又之が主要著線別豫想數量を見ると次の通りとなつてゐる。
 東海道線 一、四八〇噸 東北本線 二、〇四八噸
 奥羽線 九〇四噸 北海道 一、八九二噸
 信越羽越高崎線 一、八五四噸 其他 二、一五八噸
 合計 一〇、三三六噸
 之が輸送については商取引の單位が小さくて殆ど八

噸積の小型貨車ばかり要求され又前にも求べたやうに主なる到着地が東北及北海道方面で輸送距離が長いので往復に十日以上も要するので本年の出貨豫想から見て一日平均使用十三車半となり之が往復所要日数を十日間としても百三十五車を要することゝなるので輸送最盛期を見込んで荷主側から百五十車の貨車常備を要望されたのであつたが小型貨車ばかりで手配困難の点もあつたので關係方面と打合せの結果小型通風車及家畜車百二十車を四月一日から六月末日迄萩驛に臨時常備することゝし當局管内家畜車六十一輛通風車二十九輛と本省手配によつて大阪管内から家畜車十五輛仙台管内から通風車十五輛を借つて之に充當したのである今年の現在迄の輸送數量は左の通となつてゐる。

	三月中			四月中			計
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
萩	一六	四〇	六四	一七	六四	一七	一、七六
東萩	二六〇	二四〇	三六	三六	三六	一、二五	一、二五
玉江	一	一四	二六	一四	一四	一、五〇	一、五〇
三見	一	一	二六	一	一	一、四〇	一、四〇

山口縣海外移住組合に於ては向ふ三箇年を期して二百家族を伯國に移住せしむべき計劃を以て目下移住者募集中なり希望者は左記募集案内参照の上當町勸業課を經由の上申込まれたし

移住者募集案内

山口縣海外移住組合は政府の助成を受けて從來の出稼移民と異なる農業の企業的移住者を奨励移殖するが目的であります

右組合の移住地は南米ブラジル國サンパウロ州内にある左記二ヶ所であります移住地がブラジル國中でも氣候のよい地味肥沃なることは勿論であります

一、チエテ移住地(面積約十一萬七千町歩)の内

一、パトス移住地(面積約三萬町歩)

●伯國移住者募集

三隅	一六	二四	二四	三	九
計	四〇	八〇	一、二七	一、二八	三、七六

備考 本數字は貸切のみである。

●昭和四年春蠶統計

六月七日山口縣令第九十三號繭賣買取規則第二條に依り免許證下附せられたる者の内萩町關係の分左の如し

山本榮治 松崎教助 松前榮作 桐山慶二郎

●繭賣買免許證下附

▼移住者の資格は其の家族中に五十歳未満の夫婦又は男子十八歳以上五十歳未満の者二人以上を有するものなること 但し左の資格ある者が何かにつけて好都合であります

◎家族中に夫婦と十二歳以上の者がゐること

◎夫婦とその他何れかの續柄に十二歳以上の者を同伴するもの

▼移住者には次のやうな特典があります

一、土地の分譲 一、家族に對して二十五町歩宛分譲します

一、資金の貸付 一、家族で五百圓まで低利資金の借入が出来ます

一、獎勵金の交付 一、移住者には政府から船賃全部の補助があります

▼希望者は所定の様式に依り至急申込書を町役場を経て組合へお出しなさい(様式略す)

一、掃立總枚數 五百六拾枚

實收枚數 黃四百貳拾四枚 白百貳拾壹枚

計 五百四拾五枚

一、飼育戸數 貳百貳拾貳戸

一、總收正繭量 參千四百貳拾參貫八百匁

平均 壹枚收繭量 六貫參百匁

内 黃繭貳千八百五拾九貫五拾匁

白繭 五百六拾四貫七百五拾匁

黃繭賣上代金 貳萬〇九百八拾圓六拾壹錢

白繭賣上代金 參千八百拾貳圓六拾壹錢

合計金 貳萬四千七百九拾參圓貳拾貳錢

飼育戸數一戸當平均賣上代金百拾壹圓六拾八錢

萩町立工業傳習所狀況

◎六月六日 滿鐵社員消費組合本部より家庭用塵籠見本品送附方申越により各種取混ぜ十點を發送す
◎六月七日 滿鐵社員消費組合本部より家庭用炭入籠三百個の注文を受く

◎臺南洲竹材利用展覽會に向け當所製作品中家庭用茶碗入籠、石鹼入籠、紙屑入籠、投入花生籠、盛花籠、一輪花籠、吸取器、卷煙草盆、菓子器、花筒を出陳す

◎六月九日 朝鮮雄基より飯取籠、投入花籠、盛花籠、箕、石鹼入等百二十點の注文を受く。

◎六月十五日 長府町乃木神社參拜記念土産品としてステッキ、棗、吸取器等二百八十點の注文を受く

◎六月十八日 大津郡俵山村湯町よりステッキ五十本の注文を受く。

◎六月十八日より同二十七日まで縣設竹製彫刻土産品講習會を開催す、講習生の主なる者各小學校手工科教員及當所傳習生等十九名なり

◎六月二十一日 朝鮮雄基より花筒、炭斗、箸差し味噌こし、菜箸、丸そうけ等百五十點の注文を受く。

◎六月二十六日 山口市會議長一行當所及新川分場に於ける作業狀態等を視察の爲來所。

六月中町立魚市場賣買取扱高

萩魚市場 二五、五七四圓七一〇
同越ヶ濱出張所 二〇、〇九九圓五五〇
同 玉江出張所 一一、五五八圓四二〇
計 五七、二三二圓六八〇
四月分以降合計 二四四、五四八圓八三〇

六月中輸出入貨物調

萩稅關支署調査

杉丸太 輸出 四〇五噸 九、四三〇圓 大連行

罐詰	九噸	二、〇四〇圓	同
陶器	一噸	三〇圓	同
計	四一四噸	一一、五〇〇圓	
飼料	九噸	三六〇圓	大連より
計	九噸	三六〇圓	
本年一月以降累計			
輸出數量貳千五拾六噸此の價額金八萬六千五百九圓			
輸入數量貳拾七噸此の價額金壹千八百八拾圓			

昭和四年四月中關係各開港別輸出入額調

港名	輸出額	輸入額	合計
神戶	五五、四六七、〇三三	九〇、二一、六八九	一四五、五八八、七三
横濱	六二、三九、九二	五〇、四五、七五	一一二、五五、六六
大阪	四一、一三、〇二六	二七、六五、二六一	六八、七九、二八七
名古屋	五、四八、〇二一	九、三三、八六一	一四、五五九、八八二
門司	三、六九二、四九九	七、五五、六七五	一一、二七八、〇八四
長崎	八六、二六九	三、八三五、八六一	四、七〇二、一三

函館	一、五五六、一八〇	一、一〇二、三七〇	二、六五八、五五〇
小樽	一、七五五、五〇三	三三四、〇四六	二、〇七九、五四九
徳山	三四、二四〇	一、三七四、九五五	一、四〇九、一九五
敦賀	三五〇、八八二	七九五、二九一	一、一四六、一七三
尾道糸崎	三五、三八一	一、〇〇八、六〇〇	一、〇四四、〇〇一
伏木	六、六〇〇	六五、二〇〇	六一、八〇〇
下關	三三三、二七	七、六〇三	四四〇、七三〇
宮津	一、九三五	一〇四、五四六	一〇六、四九一
萩	九、三五八	八三、二七	九、三五八

六月中萩町の物價

品名	單位	本月平均物價
中米(白米)	一石	三一、〇〇〇
裸麥(精白)	一石	二〇、〇〇〇
大豆	一石	二一、〇〇〇
白味噌	一貫	一、三〇〇
清酒(中等品)	一石	一一三、〇〇〇
白砂糖(洋)	百斤	二六、〇〇〇

赤砂糖(洋)	百斤	二〇、〇〇〇
鯉節(土佐)	一貫	一六、〇〇〇
牛肉(中等品)	百斤	八五、〇〇〇
鶏卵(地卵)	百個	四、〇〇〇
牛乳	一升	八〇〇
晒木綿	一反	八五〇
石炭	十貫	七五〇
木炭(橙)	十貫	三、五〇〇
美濃紙	一縮	三一、〇〇〇
半紙	一縮	八、〇〇〇

財政經濟

◎家屋賃貸價格標準調査

本年一月山口縣令第十四號家屋賃貸價格調査規則第

◎六月中天氣類別日數

種別	晴	曇	雪	霰	雹	霜	濃霧	雷	地震	暴風	最高	最低
日數	三	九	一	一	一	一	一	一	一	一	三	一

◎六月中風向觀測

北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	靜穩	最多	方向
四	一	一	一	一	一	一	四	八	南	東

◎六月中の氣象

氣温平均	最高氣温	最低氣温	雨雪量
二四度五六	二六度七三	一七度三八	一九九耗七

一條乃至第三條に基く標準調査は六月七日より十五日間縣及町吏員聯合の下に萩町總構戸數の約一割即ち六百四十八戸の調査を終了せり仍て近々右の標準

に依り五千余戸の一般調査に著手し九月末迄に全部を完了する豫定なり

◎昭和四年度五月分納稅成績

五月分の納稅金は國稅田租第四期分、縣稅雜種稅、及町稅雜稅附加稅の三種にして内田租は全部完納其の他の雜種稅の完納したるものは左記三十九區のみなり

川島第一區、土原第二區、江向第二區、江向第四區、河添第一區、河添第二區、平安古町第二區、

堀内第一區、堀内第二區、「南片河町、南古萩町區」、「吳服町、油屋町區」、「樽屋町、今魚店町區」目代區、中津江區、上野區、中ノ倉第一區、中ノ倉第二區、香川津北區、鶴江第一區、前小畑區、後小畑區
河内區、笠屋區、大屋區、沖原區、霧口區、金谷區、雜式町區、濁淵區、青海區
東木間區、西木間區、北木間區、山田第一區、藤ヶ瀬區、玉江浦第一區、玉江浦第二區、倉江區、小原區

軍事

◎勤務演習召集

七月十六日より二十一日間電信第二聯隊へ

豫備役後備役兵卒各一名

七月十八日より二十一日間野砲兵第五聯隊へ

後備役陸軍砲兵少尉一名

七月二十九日より十四日間歩兵第四十二聯隊へ

後備役陸軍歩兵少尉二名

七月廿五日より十四間歩兵第四十二聯隊へ
 後備役陸軍上等看護卒二名
 七月十八日より二十一日間歩兵第四十二聯隊へ
 豫備役陸軍看護卒三名
 七月十五日より二十八日間歩兵第四十二聯隊へ
 豫備役陸軍歩兵少尉一名

●簡閱點呼

第五師管本年度簡閱點呼施行日割中萩警察署管轄區内の分左の如し
 自八月七日至同十日、自八月二十一日至二十四日

●軍隊行軍

山口歩兵第四十二聯隊第三大隊將校下士卒三百五十

六名馬匹六頭は大隊長岡本少佐指揮の下に六月五日未明仙崎町を出發し三隅村三見村を経て途中より萩商業學校生徒と合隊し午後三時玉江浦に著少憩後降雨を衝いて玉江橋を渡り吉田町に出で中小畑附近より演習を開始して午後四時三十分越ヶ濱に到着し村落露營を爲せり越ヶ濱在郷軍人分會、青年團、處女會各員の斡旋に依り夏蜜柑餅及林兼商會寄贈の鐘詰等を夫々分配犒軍の微意を表せり翌六日午前二時出發鶯谷嶽附近に至り攻防の二隊に分れて壯烈なる拂曉戦を試み同所に於て朝飯を喫し午前八時出發明木村に出で一ノ坂通を経て歸山せり
 困に越ヶ濱區に於ては全部舉つて露營軍隊の歡待に努め又椿東小畑浦區及椿在郷軍人分會より軍隊通過の際夏蜜柑を寄贈せるに對し山口四十二聯隊より萩町長に感謝狀を送られたり

通信

●萩郵便局昭和四年六月分事務取扱状況

種別	前年取扱數	本年取扱數	増減數
通常郵便物	引受 二五、七三 配達 二四七、五六	引受 二七、八四 配達 二四九、四七	▲一九、九八 ▲一、九四
小包郵便物	引受 二、一三〇 配達 四、〇一九	引受 一、九七七 配達 四、一三四	▲一、五三 ▲一、一五
電報	發信 四、〇一四 中繼 五、七〇一	發信 四、三四三 中繼 六、九〇〇	▲三三九 ▲一、一九
爲替振出	金額 四、二八、一九〇 口數 一、四九	金額 四、二八、四七 口數 一、三四	▲一、五五 ▲一、五〇
爲替拂渡	金額 七、九四、二四八 口數 二、一七	金額 七、九四、二四八 口數 二、一七	▲九、三〇〇 ▲二、八〇
貯金預入	金額 四、六二、三六〇 口數 二、三二	金額 四、六二、三六〇 口數 二、三二	▲二、二一 ▲八七三
貯金拂戻	金額 二、九七、七五三 口數 六六五	金額 二、九七、七五三 口數 六六五	▲一、七八 ▲七
保險契約申込	金額 六二、七〇〇 口數 一〇〇	金額 六二、七〇〇 口數 一〇〇	▲一、九一 ▲二〇〇

項目	金額	口數
保險料徴收	五、二三、五九〇	一〇、一七九
年金契約申込	六六、七六〇	一
年金掛金徴收	四五、五九〇	七

●萩郵便局六月中の行事

- 一、精神修養講話開催
六月八日午前十時半より中所囑託講師の修養講話を又六月十一日午前十時より萩中學校教諭河野通毅氏を聘し講話會を開催せり。
- 一、事務研究會開催
六月十三日午前八時半より女子吏員の事務研究會を又六月三十日午前八時半より男子吏員の事務研究會を開催せり
- 一、男子吏員交親會の綱引
近時國を擧げて喧傳せられつゝある保健衛生の主旨にも逼ひ且つ吾等の職掌上最も喝仰するころの

大自然の山川草木にも親しみ保健上慰安上所期の目的を達せしめむとする幹事の方針のもとに選ばれたる此の網引を六月二十一二十二日の兩日小畑浦に於て會員を二組に分ち決行せり
 午前三時半後小畑海岸に集合月を中天に曉の明星を東天に友とし海風を受けて立つの快や又味ひ難し
 午前六時迄に網を引くこと二回獲する生魚數千尾

にして一網にコノシロの大群五、六百尾を収めたるの歡喜想像に餘りあり
 會員一同直に手分けして海濱の木蔭に即席宴會場を設け生魚の手料理の内にも既に和氣は溢る、斯くして一同舌鼓を打ち十二分に歡を盡し一日を海濱の清風に終始し午后五時半各自手土産の生魚を片手に散會せり

土 木

●簡易水防方法に就て

一、溢水の場合
 堤上に積土俵を爲すこと但し積土俵を爲す餘裕なき急劇の場合に在りては掻き寄せ土を爲し又は他の有合せの物件を使用するも妨げなし其の積土俵は二子繩を用ひ三箇所結びとし其の高さ幅員及員數等は水

位に應じ適宜に之を定むべし
 二、漏水の場合
 表法面附近の水を掻き廻はし裏の吐口に濁水出るときは其の吸込口を搜り當て其の口に詰土俵を爲すべし
 (イ)若し吸込口不明なるとき又は一時に數ヶ所より漏水するときは表堤腹に蓆蓆等を張り小割竹にて針

子縫を爲し(ロ)又は重り土俵を置き浮止め挿竹等を爲し若は古壘を置くべし(ハ)吸込口にして水中深き箇所なるときは長蓆又は繼蓆に重り土俵を附し表堤腹に掛け卸すべし但し重り土俵は釣り繩を附し蓆の裾に乗る様装置すべし而して堤裏の吐口は決して閉塞すべからず
 吐口堤腹なるときは其の下に張蓆を爲し堤腹を洗はしむべからず
 吐口大なるときは周圍に土俵を積み増破を防ぐべし土俵は水の量に應じ數層を累ぬべし(俗に釜段と稱す)但し此の際水量に應じ適當の水吐口を存すべし然らずして之を密閉せんか水は忽ち虛弱なる部分を突破して遂に手當の術なきに至るべし
 三、表法缺崩の場合
 堤表に波除け掛木を爲すべし(掛粗朶又は流粗朶とも云ふ)掛木は可成枝葉繁茂せる樹木又は葉付竹を根元より伐採し枝に重り土俵を結び付け根元の方を針金、繩等にて結び堤上裏側に寄り留杭を打ち之に繋ぎ止め適宜の數量を流し掛くべし
 缺崩甚しきときは缺所に積土俵を爲し杭打挿竹又は

柵工粗朶工等適宜の缺け止めを施すべし
 四、裏法割裂の場合
 堤裏に挿竹積土俵を爲すこと挿竹は二三寸乃至四五寸廻りの竹を約三尺(竹の太きときは約四五尺)四方に一隅一本づゝ四本を挿し高さ四五尺の所にて一束とし(俗に五徳と稱す)其の上に重り土俵を置くべし挿竹は必ず片尖らしとすべし但し一邊約三尺の三角形に挿竹を爲すも妨げなし
 挿竹は二人又は三人にて一齊に深く挿込ましむべし挿竹は亂立し過ぎ作業に支障なき様豫め注意し間隔を置くを要す
 挿竹は張芝剝離し又は泥土なるときは沓土俵を置き其の上に挿すべし積土俵は箇所に應じ適宜積立て其の押へとして挿竹(五徳)を爲すべし
 五、堤上堤腹割裂の場合
 割所前循に二三尺乃至五六尺の距離に適當の太さを有する留杭を打込み之に三寸乃至五寸廻りの竹を括り付け同様の竹にて必要に應じ順次繼足し下部も上部と同様留杭に括り付くべし
 繫竹には凡そ六尺間隔に重り土俵一俵づゝ配置すべ

し但し水位にして割裂の場所より低く噴水の虞なく
少々粘土質を有するものに在りては單に掛矢若は蝸
槌にて龜裂箇所を搗き固め雨水の浸入を防ぐべし

社會事象

●農村の結婚に關する事項 を如何に改善すべきか

山口縣農會の懸賞募集に應じ一等の選に當りたるも
の

山口縣山口市 杉山 佐七

一、序言

山口縣農會が今秋行はせらるゝ御即位の大典の御盛
儀を記念に農家經濟の難局打開の一助として結婚儀
禮の改善を促進すべく之が實行案を募集せらるゝこ
とは洵に機宜に適した企畫であるものと深甚の敬意
を表する者である。吾人は平素縣下婦人團體の活動

之が爲凹みを生せし場合は水溜を生せざる様水切り
を設くべし尙必要に應じ力杭縫杭を亂打するも可な
り。

刷新を希念する立場にある關係上此の機會に於いて
所感の一端を披瀝して大方の批正を仰ぎたいと思ふ
のである。

惟ふに本問題の解決は單に子實多き農家の惱みとい
ふ計りではない。寧國民全體の問題で國家經濟國民
經濟の上に重大なる影響を有するものである。吾人
は嘗て或雜誌上で生活改善同盟會とかの調査に東京
市内五大呉服店十ヶ年間の結婚調度品の賣上高から
見て少くとも全國家の家庭の縮小の中に流行おくれの衣
類其の他の二拾五億圓は眠つてゐるだらうといふ記
事を見たことがあるが近時到来する所で行はれてゐる結
婚費の増加せる現状に見て當らずと雖も遠からずこ

信する者で之が改善が如何に家庭經濟の上からと生
活改善の上から見て國家的重大問題であるかを思ふ
のである。

二、婚儀と葬祭

冠婚葬祭は人生生活上に於ける重大式典の一つで之
をおろそかにしてはならぬことは勿論で出来る丈け
莊重に嚴肅に行はなければならぬ。併し莊嚴と華美
と混同してはならぬ。資産があるからといつて習慣
が斯うだからといつて徒に外觀を街ひ巨額の費用を
浪費し連日的の時間をかけて行ふが如きは人道上加
らいつても慎むべきことである。況や我國現下の經
濟上の行詰りから見て國民の國家奉仕の至誠上斷然
改めなければならぬ當然の歸結である。

從來生活改善問題として本件に關する改善案は相當
研究され唱導されて來し幾度か申合事項となり改善
規約となつて奨勵された者であるがいつも理窟丈け
首肯されて實行は伴はないので眞實その効果を擧げ
てゐる所は全國一萬有餘の町村中五指を屈するに過
ぎない現狀である。政府が曩に民力涵養の方針を示
し消費節約の宣傳に努め更に進んで勤儉奨勵の運動

を強調するに至つたのも要は國民の生活を改善し家
庭經濟の刷新を圖り良風美俗の涵養を期するに外な
らないのである。然るに世界大戰の結果が偶に我國
經濟界に好況を及ぼした爲に國民の氣分はいやが上
に昂り資産家が所謂成金生活に酔ふた計りでなく其
の日暮の生活者までも浮華輕佻の風に漂はせられる
様になつて消費經濟の念慮は全然地を拂ふの形ちこ
なつて來た。就中近時の結婚に對する虚飾偽禮の風
潮に至つては驚くべき巨額の費を投じて顧みざるの
有様であることは朝野心あるものゝ眞に頻 蹙措かざ
る所である。

今内務省社會局内教化團體聯合會發行に係る統計圖
表國勢一覽に依るも如何に日本が結婚に要する費用
の莫大なるかを見る事が出来る。

各國の結婚費……年收に對する結婚費の割合(英
國ハウスキーピング誌所載)

種別	英	吉	佛	蘭	獨	逸	亞	米	伊	太	西	牙	露	西	日	本	支	那
年收一萬圓ノ家庭	八分	一分	一分	一分	一分	一分	二分	四分	四分	四分	四分	五分	八分	八分	八分	八分	八分	八分
年收二萬圓ノ家庭	一分	一分	一分	一分	一分	一分	二分	四分	四分	四分	四分	五分	八分	八分	八分	八分	八分	八分

由來結婚費の調査の如きは極めて困難で正確のことは期し得られないが少くとも我國の結婚費が國民の所得に比較して多きに失することは何人も異論のない所である。畢竟傳統的家族制度の陋習に禍されし上下一般が虚榮虚飾の夢に溺れたるもので所謂病膏蒙に入りたるの類である併ながら現下の國勢に照し少くとも農村疲弊の現状に鑑みて最早虚榮からどか習慣だからどか乃至家の体面に關するからなご云々すべき秋てはない。

何はにおいても國民相互が國家存立の上から農村振興の上からして相誠め相勵み相反省して改善矯正に憤起せねばならぬ喫緊の事項である決して是迄の様に常套的虚禮廢止の宣傳でなく眞摯なる理由に基いた實行の要求であらねばならぬ人或は前表を見て外人の調査せる我國引水的の不正確な統計に過ぎないと馬耳東風視するかも知れないが現に我山口縣下の一部に於ける實際に見ても更に前表の當らずと雖も遠からずの感を深ふするものがあると思ふ

結婚者の年収入 結婚費 収入に對する消費歩合
一、〇〇〇圓 三、二〇〇圓 三三割

八〇〇圓 二、一〇〇圓 二六割三
七五〇 一、九八〇 二六、四
五五〇 七八五 一四、三
五〇〇 一、三二五 二六、五
五〇〇 七三〇 一四、六
四五〇 九二五 二〇、六
四〇〇 一、二一〇 三〇、二
三〇〇 七五〇 二五、〇
五、二五〇 一三、〇〇五 二四、八

右調査は縣下某郡の北部に於ける結婚者九戸の實際を調査せるものとして大正十四年十一月頃の新聞に發表されてゐた者であるが今之を事實として考へる時は平均年収入五八三圓で結婚費一四四五圓となるから一家族五人と見れば娘一人を嫁せしめた爲に残り四人の家族は一ケ年飲まずにゐても尙且つ八百六十二圓の債務を負ふことになる是をしも猶家の体面に關するの習慣だから仕方がないとのんきな態度ですまされるだらうか眞に之を忍ぶべくんば亦何をか忍ばんやである。況や國家百年を如何せん所ではない其の日の生活を如何にせんやである。

三、改善實施に就いて

(一) 調査すべき事項 A、舊慣に屬するもの (イ) 結婚調度品に關するもの (ロ) 簞笥長持の持參(嫁入當日)の有無 (ハ) 色直し(結婚式當日並に披露式當日)の有無 (ニ) 衣裳の陳列の有無 (ホ) 結婚式當日(披露式も)に要せし時間の總量 (ヘ) 石地藏鋪其の他の祝物をかきこむ習慣の有無 (ト) 農村に於ける結婚費用の實際 B、改善資料

としての調査 (イ) 神前佛式結婚に要する費用及時間と從來の結婚式のそれとの比較調査 (ロ) 改善實行すべき結婚式の様式並に披露宴の調査研究 以上は改善に要する基礎的調査とも稱すべきもので就中農村に於ける結婚費の調査の如きは最も詳細なるを要するが大體左の様式に依りて調査すればよいと思ふ。

例 農村に於ける結婚費の調査

町村名	地主階級(三町以上の土地所有者)		一町以上三町以下の田地を有する自作豊(中流)家		一町以下の自作及小作農家	
	衣服費	飲食費	衣服費	飲食費	衣服費	飲食費
、、町						
、、村						
、、區						

◎附記 年収入として調査するも可なり

調査の方法としては市町村若くは農會産業組合郡教育會等の団体の手に依るのが最も便利である更に之を縣若くは縣農會縣教育會等に於て整理統一して改善すべき基礎要項並に實行方針を鮮明にすることが

大切である只漠然と一地方や一部落等の自由研究に任せたまひつきの改善案位では到底大した効果も永續性も得られるものではない。現に先年恐れ多くも聖上御成婚記念として縣下到處に改善案や實行規

約が發表されたが僅に四五年後の今日已に何等の效果をも收めずして閑却されてゐる有様に顧みて明かであると思ふ。

(二)改善すべき根本目標 A精神方面 結婚様式を精神的に意識せしむる方法をとること。……由來式そのものが形式的の者であることはいふ迄もないが而も其の形式は何處までも精神の表現としての形式でなくてはならぬ然るに從來の結婚式はあまりに浮薄なそして虚飾的な形式に陥つてゐるの

で却て神聖味を缺いてゐる感がある隨て結婚その者を重大視しない傾向も見離婚數の増加をも見る有様である。今物資の冗費を省き經濟の調節を計るの目的として結婚式の改善を策するとすれば同時にその改善を精神的に意義あらしむべく誘導することも誠に大切なことと信ずる。
(イ)結納に對する改善……1、親權者よりの結納品は可成質素にし凡て料金をとすること 2、婚約當事者の承認文書の交換を行ふこと……媒介者を通じて。

文書例

今回某殿御夫婦の媒介に依りて、御互親權者の同意承認の上、茲に私共の婚約の成立したることを喜びます。

月 日 何某何男 春野 勇
夏河清子殿

此度何某殿御夫婦の御媒介に依りて親權者の同意を得まして、首尾よく婚約の整ひたることを心から嬉しく思ひます。

月 日 何某何女 夏河清子
春野 勇 様

(ロ)舉式に對する改善……1、神前或は佛式結婚に改むること。神前及佛式の結婚式は結婚の意義を神聖視し専ら精神的結合の誠意を形式化し人間生活の根本義と夫婦生活の永續性を神佛に奉告し誓約するの義で單に經濟的打算の上に立脚せるものではない然るに現時往々行はるゝ者の多くは只場所を神前佛前に變更せるに止り却つて手數と冗費とを増加せるの有様で甚だ遺憾にたれない点があるそこで改善上少くとも
(1)新郎新婦の誓詞を作り調印の儀を行ふこと。

(2)三々九度の杯は神佛の饌酒を頂戴するの形式に變更する。

(3)土産品の代りに記念品の授受を行ふこと、記念品としては指環、時計、認印、襟止、カウス鈕等の實用品とす。

(4)舉式の時間を短縮すること。

誓詞文例

私共ハ本日結婚ノ式ヲ舉ゲ同心一体ヲ契リマシタカラハ、生涯ノ苦樂ヲ共ニスルハ勿論、眞善高潔勤勉ノ精神ヲ以テ、和樂幸福ナル家庭ヲ築キ、皇室尊崇ヲ中心トシテ人類社會ニ貢献奉仕し、相携ヘテ光輝アル人生ノ行路ニ進マンコトヲ、衷心ノ誠意ヲ以テ誓約シマス

年 月 日 夫 春野 勇 印
婦 夏野 清子 印
媒介者 秋山 泰雄 印
同 靖子 印

B、物質方面……結婚費は各家庭の年収入額の二割以内に制限すること。假りに年二〇〇〇圓(中農)とすれば結婚總費四〇〇圓 内調度品費三〇〇圓以

内舉式費其他一〇〇圓以内 引受側も亦之に準じて節約し餘部を公共團體に寄附すること。

以上の目標に依りて左記事項の改善を土地の事情に應じて實行す。

(イ)結納(親權者として贈る者)は可成料金を以てすること (ロ)式服は白黒一襲に限り身分に應じて調度すること (ハ)不斷着類は可成新調を見合せ餘力ある者は貯金通帳として持參する等の方法をとること (ニ)筆筒長持等の行列持參は(當日の)斷然廢止し必要な場合は舉式の前後に於て質素なるものを運搬すること (ホ)土産品の持參は己むを得ざる向きに限り最小限度のものを以てすること (ヘ)衣裳の着更(客席)は式服以外は斷じて爲さざること (ト)二の膳等の引出物は一人分を供覽にし人別に配膳するの煩雜を避くること、(チ)ゑんぎを祝する石地藏鋪等の持込み弊風は斷じて廢正すること (リ)左記調度品の如きは引受側の町村たる主婦會婦人會處女會等の團體に於て調製し置き貸與の方法を講ずること……花簪 函 迫(ハコセコ)其他 縣下某郡某町主婦會には現に

實行し其成績良好なり (ヌ)結婚後の地下廻(顔見せ)の如きは可成廢止し主婦會(花嫁)戸主會(婿養子)等の部落集會の場合を利用し不斷着のまゝ紹介的相互の挨拶を行ふこと。

○……披露宴の改善をなすこと。

(イ)招待客は近親者及近隣組内其他は己むを得ざる關係者に限り案内し其の他の向きに對しては書狀通知を以て披露に換ゆること (ロ)招待状には凡て「何時より何時迄の間に於て」と宴會時間を豫告する方法をとること (ハ)席上祝杯としての三つ組五つ組等の巡杯は可成廢止し己むを得ざれば總代にて之を行ふこと (ニ)熨斗は總代若しくは挨拶丈けに止め時間の短縮を計ること (ホ)料理は質素を旨とし品數を制限し會席式に改善すること(五種以内) (ヘ)披露を永遠に意義あらしむるの意味に於て膳部料として必ず公共團其の他に寄附すること(五圓以内)

(三)結婚様式改善例

以上記述せる結婚に對する改善意見を實際的に纏めて参考にしたいと思ふ。

何々市町村結婚準則

一、結納

親權者よりの贈物は頗る簡單にして凡て料金を以てす。帶代、袴代、新郎新婦の婚約承認の文書を媒介者を通じて交換す。

二、結婚の擧式

(イ)會場 神社寺院教會公會堂の神聖の場所を選ぶ。但し家庭にても妨げなし。

(ロ)式場席次

▲(ロ)▲(ニ)▲(ヘ)▲(ト)▲(ト)▲(ト)
正面口机(誓詞台)

▲(イ)▲(ハ)▲(ホ)▲(ホ)▲(ト)▲(ト)

イ……媒介者夫 ロ……同婦 ハ……新郎 ニ……新婦 ホ……親權者父 ヘ……同母 ト……参列者

(ハ)式次

イ、司會者の挨拶 ロ、誓詞朗讀……祝詞奏上
ハ、新郎新婦の署名 ニ、記念品の授受 ホ、神酒頂戴……参列者一同 ヘ、媒介者の祝詞誨告 ト、閉式

(三)服 裝

イ、新郎 羽織袴若しくは洋禮服 ロ、新婦 黒白紋服

(ホ)祝 宴

イ、熨斗 總代 ロ、配膳◎會席式として料理は質素を旨とし品數は凡そ五種以内とす◎三つ組五つ組の祝杯は總代◎引出物は一人分を供覽にし他は配膳せず◎酒の無理強は慎む◎時間は十一時限りとす

四、改善事項の實施促進に就いて

結婚方法の改善 結婚費用の節約は獨り農村に限られた問題ではない今や全國的一般の要望であつて等しく其の弊風の浸潤になやまされてをり是れまで幾度か規約となり實行事項となりて提唱された生活改善上の重要問題の一つである。而もそれがいつも不實行に終り不徹底のまゝに推移するの現状である畢竟 (イ)決議規約の範圍が狭ふて一部落一地方に限られたる爲め實行不能に終ること (ロ)多年の因襲に囚はれて改善運動に對する熱心と努力の足らざること (ハ)結婚費の浪費が年收

入のそれに對して如何に過太なるかを着實理解せざること (ニ)國家經濟と家庭經濟との關係に對して無關心なること (ホ)改善運動上に連絡統制を缺けること、等であると思ふ。元來是等の運動は一町一村の決議丈けでは其の效果の得られるものではない少くとも一郡一縣に涉りて連絡提携を保ち最も權威ある決議に憑らなくては到底根本的の改善實行は期せられない吾人は少くとも左記方法に依りて改善運動を起す必要があると信ずるのである。

(一)縣下町村長集會の問題として強調運動の歩を進むること……町村自治の中心主腦者であり民衆要望の樞機にある町村長は一面亦個人としてもその町村に於て重きをなせる人物たるはいふ迄もないことである隨而地位の上からは他町村のそれと連絡提携をとり得べく個人としても亦示範的に指導的に自己町村の實行を策すべく最好の地位を占むるの關係上本問題の第一線に立ちて運動を強調すれば必ず實行の成果を見ることを疑はぬのである。

(二) 町村單位の主婦會(婦人會)を設置すること、生活の改善が婦人の力に待つもの多きは今更論する迄もないこと、殊に結婚問題の改善の如きは主婦の自覺如何が重大の關係を有するのであるからこの立場から見ても吾人は改善運動の第一歩として全縣下残らず町村單位の主婦會若しくは聯合婦人會の設置を要望するものである。斯くして婦人一般の自覺を促し消費經濟生産經濟に關する智識の向上と生活の合理化を計ることが急務で單に本問題の解決のみではない之に依りて農村の副業獎勵や餘剩勞力の利用等に資することも出來ると信ずる。

(三) 山口縣聯合婦人會の設立 市町村單位の主婦會婦人會の設立を促進すると同様に山口縣聯合婦人會若しくは幹部協議會等を設置開催して舉縣的に本問題の解決を期すべく連絡提携を計ることが必要である。

(四) 青年團處女會をして實行を決議せしむること 青年團處女會の如きは日と共に修養の實を擧げ國家觀念の強調に因襲打開の運動に銳意たるの時にあれば理解に銳き彼等青年男女をして本問題の實行を決議して擧げたいと思ふ。

行を決議して舉縣的に運動を強調することは問題解決上の最も捷徑なる方法であると信ずる。

(五) 町村毎に勵行委員を設置すること、實行促進の過渡期に在りては勵行委員を設置することも亦有效なる方法であると信ずる。勿論新設するの煩をさけて従來の區長若しくは方面委員等に委員を委嘱してよいと思ふ。

(六) 其他報德會戸主會在郷軍人分會等町村内の諸團體とも密接なる連絡を保ちて是が趣旨の普及を計り助成の方法を講ずることは尤も緊要なる一事たることはいふまでもないことである。

五、結論

要するに結婚問題の改善の如きは理論的には己に充分論し盡され承知しきられてゐる。只難事とする所は因襲の迷網から脱し得ない不實行の点にあると思ふ。因襲の力はいつも隠れたる所に存するので一人一人の力では容易に打開することは出來るものでない。殊に大戰時代の好景氣に馴致された國民の浮華放縱の弊はいやが上に虚飾虚榮の本能をそゝりて今や將に疾膏盲に入れるの有様である。是れを以て之れを以て困難を感じ

する譯である。宜しく民衆規約の高所より改善實施の大節をかざし舉縣的堂々の運動を開始して個人の反省を促すと同時に聯携運動の實を擧ぐべきであると確信する。(終り)

◎ 公人及私人

永井本縣商工技手は竹箸漂白講習會講師として六月一日來萩

後藤本縣土木課長吉田縣屬は縣道改修に付打合の爲六月二日來萩

步兵第四十二聯隊第三大隊長岡本鎮臣少佐は將校下士卒三百五十六名と共に六月五日行軍來萩越ヶ濱に一泊翌六日歸隊

赤松本縣内務部長は六月五日來萩トモエホテルに一泊翌六日歸山

若林本縣地方農林主事は産業組合要務の爲六月七日來萩

宮崎縣立宮崎高等女學校長今井秀一氏は史蹟見學の爲六月十六日來萩

宮崎縣延岡尋常高等小學校長川越徳松岡富尋常高等小學校長中島矩英兩氏は同上の爲六月十七日來萩

鹿兒島縣日置郡小學校教員二十八名は同上の爲六月二十三日來萩

第五師團參謀長陸軍歩兵大佐松田卷平第五師團副官陸軍歩兵中佐門馬功兩氏は同上の爲六月二十四日來萩

山口市會議長萬代龜四郎第二小學校長爲近行藏山口市婦人會幹事阿野タミ市社會課長池田孫平の諸氏は萩町副業の現状社會事業の施設其の他學事の視察を兼

ね六月二十六日來萩トモエホテルに一泊翌二十七日町内各方面の視察を了し歸山

徴兵官陸軍歩兵大佐内藤稠彦氏陸軍一等軍醫大杉保技氏は徴兵検査事務の爲六月二十八日來萩

町會議員岩崎喜一氏は豫て病氣中の處六月二十五日

午前七時逝去せる行年四十三

退役陸軍三等主計正兒玉清信氏は病氣療養中の處六月七日逝去せらる行年七十二

毛利公爵家執事萩別邸詰藤田陽一氏は病氣療養中の處六月三十日逝去せらる行年七十二

衛生

●昭和四年一月以降傳染病

患者數

病名	六月中發生數	五月迄發生數	計
腸チブス	八	五	一三
赤痢	三	六	九
疫痢	一	六	七
チフテリア	一	三	四

猩紅熱

計	一	二	三
---	---	---	---

本年一月以降死亡者 疫痢七名、赤痢一名 計八名

●昭和四年一月以降死亡者 埋火葬別

火葬	六月中	五月迄	計
	男	一〇八	
	女	一一三	一三四
計	四〇	二二一	二六一

埋火葬	男	九	五四	六三
	女	六	三七	四三
計	一五	九一	一〇六	
合計	五五	三一二	三六七	

人事

●戸籍と身分關係 (其の十三)

入籍

入籍とは廣義に解釋するときには新に戸籍を作成する總ての場合を包含するものであるが、戸籍法の第十四節に於て規定する入籍は挾義の意味に於ける親族入籍を指稱するのである、換言すれば一つの家の家族が他の家の家族たる身分を取得することを目的と

する意思表示即ち民法第七百三十七條及第七百三十八條に規定したる場合に該當するのである。戸籍法第七百三十七條民法第七百三十七條の規定に依り家族と爲らんと欲する者は左の事項を届書に記載して其の旨を届出づることを要す。

- 一、入籍すべき家の戸主の氏名及本籍
- 二、入籍すべき家の戸主と入籍すべき者との續柄
- 三、入籍すべき者の氏名及出生の年月日

四、原籍の戸主の氏名本籍及其の戸主と入籍すべき者との續柄

右は親族入籍に關する場合を云ふ即ち戸主の親族にして他家に在る者は戸主の同意を得て家族として入籍することを得若し其の者が他家の家族なるときは其の家の戸主の同意を得ることを要す其の者が未成年者なるときは親權を行ふ父又は母若は後見人の同意を得ざるべからざるものである

以上の條件を具備したるときは家族たる身分を取得することを得るなり。

戸籍法第三百三十八條、民法第七百三十八條の規定に依り自己の親族を家族と爲さんと欲する者は其の旨を届出づることを要す。

るときは戸主の同意を得ること
二、引取るべき者が他家の家族なるときは其の家の戸主の同意を得ること
三、配偶者又は養親の同意を得ること
四、自己の親族を引取らんとする者が未成年者なるときは親權を行ふ父又は母若は後見人の同意を得ること

●萩町の人口動態

六月	婚姻	離婚	出生	死亡	死産
中	四〇件	七件	七九人	七三人	一人
一月以降累計	三〇九	三六	七六〇	四九二	二二

●五月中寄留者の異動

出寄留者	男	五六	女	五〇	計	一〇六	一月以降累計	七八八
入寄留者		五〇		一一		六六		三二三
復歸者		六		二		八		六八
退去者		三		一		四		九三

●受刑者

萩町に本籍を有する者にして關係司法裁判所より受刑の通知を受けたる者左の如し

昭和四年六月中

罪名	現住者	萩町に現住せざる者	計	一月以前年一月以降六月迄の累計
賭博	一	一	二	一七
詐欺	一	一	二	一七
竊盜	一	一	二	一七
機船底曳網漁業取締規則違反	三	二	五	一六
計	六	五	一一	六三

飲食物防腐劑取締規則違反	一	一	二	一
住居侵入窃盜	一	一	二	一
傷害	一	一	二	一
殺人	一	一	二	一
失火	一	一	二	一
阿片煙販賣	一	一	二	一
銃砲火藥取締法違反	一	一	二	一
陸軍々人服役令施行規則違反	一	一	二	一
暴力行為等處罰違反	一	一	二	一
自動車取締令違反	一	一	二	一
議員選舉法違反	一	一	二	一
印紙税法違反	一	一	二	一
要塞地帯法違反	一	一	二	一
業務上過失致死	一	一	二	一
嬰兒殺	一	一	二	一
贓物牙保	一	一	二	一

して良く出来る人物ともなれば農村には住まぬと云ふことになり都會に出で、働くとなれば都會の爲に教育し言葉を換へて申せば現今の農村は都會に忠實であると云ふことになり而も之が年でも寄りて働きが出来得ず役に立ち得ぬ様に爲つて歸つて来る故に農村は振興する筈がない茲に於て教育上の自覺と云ふことは頗る大切なことである碧海郡に於ては此の点の制度としては農業補習學校の振興を圖ることである現在に於ては十六ヶ町村に八ヶ所の正式な補習學校が出来てゐて普通小學校と同様教育してゐる斯くしてこそ始めて農村の地べたにくつゝいて働くことになり相當に頭のある者が農村に多くなり之が農村の原動機關となりて農村は發達するものである故に教育は地方に止つて眞面目な農民となる如くに養成せねばならぬ

一、農業經營の改善

農業經營の改善と申すことは農村の發展を計るに最も重要な事項であつて之が經營の巧拙は農家に直接關係を有し即ち左の四項が要件となるのである

經營—精勤、合理化、組織化、共同化

働かずに儲ける考へは地球上に於ては適當せぬ本郡へ以前参りましたとき萩の城下は上品であるから働かぬ町としては天下に有名であると聞いた然るに全國一万二千の町村に就而研究して見ると第一番に萩は働いてゐる人も良く働いてゐる人は澤山ある此の働いてゐる人は萩町内に現在住んで居らぬ故判らぬのである

働いてゐると云ふのは運動をやつてゐるのを云ふのでは無い働くと云ふことは別問題に考ふる必要がある兎角世間でよく働くと云ふのは良く動くのやら譯の判らない様な稼ぎ方をする者があるから貧乏をするのみである徒らに働いたとて夫れはつまらぬ即ち働くこと云ふことには合理化と云ふことが必要である私が小郡から此處まで自動車で乗りましたが以前と變つてゐたものは道路計りである農業と云ふ方面には少しも變りなく進んだものは無い諸君合理化と云ふことを申せば大したことの様であるが太陽の光線に依つて見ると赤の光線と紫の光線とがある赤の光線は温熱を導くものであるから昔から女の腰巻は赤色で子供の出来る様保温の必要があるからでは無

いか又紫の光線は至極大切なものである即ち海水浴場に行くのは紫の光線を享けにゆくののである農家に對しては又必要欠ぐべからざる光線である即ち紫外光線を作つて農業を營めば蠶も鶏も頗る丈夫に出来る然るに山口縣には此の紫外線を利用して農業をしてゐる者があるか若し有るなら云ふて御覽なさい總ての作物には温度が必要であることは申すまでもないが作物が成育するには此の温度を要することを學理上より研究すると積算温度と云ふものがある日本に於ては米は多く一度しか穫れないが蔬菜の如きは春出来るものは必ず秋にも出来るものである其の理由を知れば促成栽培も抑制栽培も自由自在に行はるゝ近いものでは胡瓜の如きものは春でも秋でも殆ど何時でも穫れるのである先年十一月十五日陸軍の特別大演習の際献上した落葉の太さ六尺二寸五分もあつて所謂献上落と云ふて有名なものであるが春出来るものは必ず秋出来るものである故に此の筆法で野菜を作るならば總てのものが有利に栽培される松茸の如きも十月にしか出来ぬと思ふて斯様なものを罐詰にしたら必ず儲かるものではない故に五

月に咲く花は秋にも咲くものである只時と處を變へて作るならば一花五圓十圓とすることは容易の業である現に市場に出して賣つてゐる買ふてゐる斯くして見ると農家は貧乏をして見たくとも貧乏は出来な

くなる

近來促成栽培も抑制栽培も自由自在に出来る八月頃に出る様胡瓜の抑制栽培をして見て御覽五本十本でも普通の季節ものより二十錢や三十錢は儲かるものである山口縣は如何であるかしらんが近頃青年團のマラソン競争が盛に行はれてゐる而も此の競技のレコードは誰しも良く知つてゐるが農業方面に於ける生産高のレコードを知つてゐるものが尠い此の田では米麥が何石穫れるやら判らない蠶を飼ふても其の通所謂旅支度をして出てゆくが扱て行く先は何所やら判らぬ馬鹿野郎と同じことで收爾の豫想さへ附かぬものさへある

米は反當十石即ち四斗入の俵が二十五俵は取れるとして今日では七石八斗も收穫してゐる富民協會に依つてレコードが出来たのである今に見なさい屹度十石を收穫することが出来て来る即ち光を研究するに

は土地を如何に利用するか肥料は如何に配合して如何様に施用すれば良いかの研究を續けてゆけば必ずや穫れるものである蠶にしても繭六十貫鶏にしても卵が三百十九出来てゐるではないか故にレコードを示して邁進すること即ち努力してやれば山口縣で出来ることはない指導者も當業者も共同一致努力して理屈に合ふ様に實行せねばならん

昨年十月政黨の首領連中である貴族員の議員が愛知縣に來たから花を見せてやつた西洋花の内良いと思ふシネラリヤやペコニヤ等を見尚ほ三月に咲くべき季節外れの花を多數見て驚いて其の曰くを聞けば春の花を十月の今日迄完全に保たせると云ふことは實に骨の折れたことで有ろうと云ふてゐる春咲くべきものは秋咲き秋咲き得るものは春咲き得るものである故に心あるものは莖を見れば直に秋咲き得たものか春咲き得たものか判る貴族員の議員たるもの馬鹿を云ふにも程がある如斯政黨者流では困る頭の進んでゐる農民は總ての作物を自由自在に何時でも作り出す目下政府は季節はずれの作物に關し費澤税を徴つて居らぬから農家から費澤税を附け加へ

て取る様にするのである如斯農事を合理化した計りではいかん人間の悪魔は閑の一字である閑暇のある時には忽ちにして手が下り所謂握り金玉となるものである

閑食ふ、飲む、買ふ、喧嘩

以上のことを自覺せねば成功は出來ない故に農業は組織化と云ふことが頗る必要である農業は多角形に經營して行く様にせねばならぬ只米を作るとか麥を作るとかの農家を直線百姓と云ふてゐるが直線百姓では到底成り立たん之に養蠶を結び附けて平行百姓と云ひ冬季は閑暇となるから之に鶏を入られて三角形の農家と云ひ尚ほ此の外男は冬季蔬菜を作れば四角形となり又は果樹を作り或は農産加工に手を出す等六角形になり種々の事業を組み入れ組み立て、仕事が増せば収入が増す殊に近年は農産加工と云ふことが盛んとなりて愛知縣では彼の西洋料理に使用するトマトソース等を作る様になりました如斯なると資本が要る又他方面に亘ると勞力が不足となる所謂勞力の節約となり共同化と云ふことに爲りて農會が此の間を斡旋して農家は益々榮へるので

ある所に依ると農會はあるが如何なるものか會費は徴られてゐるかと云ふ位なものもある安城町農會は三万圓以上も會費を使用してゐる又此の農會は一万六千圓も費用を掛けて圖書館を建設してゐるが農會に依ると事務所の建物すら無いものもあるのに斯様に立派な圖書館まで建築してゐる

世間の多くは兎角農會の經費は出さずに而も農會を働かせる故に油の無い車と同じくギシ／＼して廻る筈が無いと同様で働かれる筈がない

産業組合は農村唯一の金融機關である碧海郡では産業組合は何れも購買に販賣に或は利用に農業倉庫と云ふ風に十六組合は十六の倉庫に二十萬俵も米が保管されてある碧海郡に來たら値段さへ引き合へば何時でも政府は豫定の買上米が出來る又乾繭倉庫が出來てゐる昨年の如き繭の安い時でも二十錢も三十錢も有利に繭が取引されてゐる如斯實行が出來て地方は繁榮するのである阿野君の云はれた如く當地では今尚ほ優良な木炭倉庫が是非必要であり造らねばならん而して農業をやれば面白い程収入があり収入が

あるから働くに面白味が出て身体は良くなり働き甲斐があるから田舎を飛び出す者がなくなる

安城町に板倉源太郎と云ふ人がある其の人の曰く私の郷里某地方の者は遊ぶに閑暇がありませんが此處の者は働くのに閑暇がありませんと農家も斯様になると懐る具合が良くなります(以下次號)

◎造林地實地指導並に造林

奨励金に就て

岩武町 技手

近來種々の關係上著しく不振に陥りし植林事業も昭和三年度より實施せらるゝ造林奨励金交付並に木材輸入關稅引上等の關係上漸次植林を行ふ者が増加する如くに察せられ同慶に耐ぬ次第でありますが此の場合既往に於ける人工造林地の状況を觀察するに下刈手入の作業は不充分ながら大体施行せらるゝに反し其の後の蔓伐枝打間伐等の作業に至りては全く顧みられぬ向が多いのであります其の理由は色々あるも作業經費に對し相當の収益あることを理解せざ

るに基くものが多い様である此の手入を怠る爲折柄
 植林し多額の勞費を拂ひたる森林にして取り返しの
 出来ぬ状態に成り行くものが多いのは心外に堪へな
 いのです之と同時に造林に對しては前述の通施業經
 費の三分の一に當る奨励金交付の途が開かれて居る
 が申請の方法が不明のためか又は後に於て検査のあ
 るのが嫌なのか兎に角奨励金交付申請者が少いので
 あります 毎號の月報にもある様に是等手入のこ
 なり奨励金交付申請の方法なりに付都合のつく限り
 實地指導をも致すこととして居ります而して昨年度

水源涵養造林奨励金交付申請書

施業地	阿武郡萩町大字何字何第何番地
全面積	何アール(十アール約一反歩)
施業面積	何アール(別紙實測圖ノ通)
水源涵養關係	何々川ノ流域(又ハ水源)地帶中ニ所在セル山嶽ノ一部ニシテ東北ニ面シ傾斜的何度地味何々等ヲ記入スヘシ
施業地現況	無立木地(散生地)
樹種及本數	杉何千本何々何本但シ十アールニツキ何本割

に於ける林業關係の奨励金にして當町に交付された
 額は森林組合林道設置奨励金の二千二百八拾圓を筆
 頭に町有林造林奨励金六百圓柑苗養成奨励金參百圓
 水源涵養造林奨励金百圓竹林造成奨励金百七拾圓合
 計參千四百五拾圓が萩町内へ收入されました要する
 に申請の手續をわすれば交付さるゝ奨励金を申請し
 ない爲に他町村に廻さるゝが如きは實に萩町として
 遺憾至極に思ひます仍て爲念申請の手續を左に誌し
 参考に供します

前記の事業實行可致候に付相當奨励金御交付相成度
 昭和三年三月十六日山口縣令第十七號に依り申請候
 也

經費	何拾圓也但シ十アールニ付金何圓
施業期間	着手昭和四年 月 日 終了昭和五年 月 日

昭和 年 月 日
 阿武郡萩町大字 第 番地
 何 某 印
 山口縣知事宛

- 注意
- 一、面積は當分米突法によらざることを得
 - 二、造林地保安林なるときは施業地欄に其の種類を記載すべし
 - 三、奨励金の交付を受けむとする者は前様式の申請書に實測圖を添付し八月末日迄に知事に差出すべし
 - 四、右書類は町を經由すべし

◎稻の人工交配に就て (二)
 萩町 成澤 技手

E、受粉方法
 前號に記載した如く去勢して籾は花粉を注ぐに便利
 のよい様にし去勢後三晝夜位を経て籾の上部約三分
 の一の点から摘み去るのである而して此際に柱頭や
 子房の状態に注意して自花受粉の有無を検査せねば
 ならぬ若し此の時柱頭が變色してあるとか或は特有
 の光澤を失つてあるとか子房が既に膨大してあると
 か云ふ籾は悉く摘み去つて了ふのである是れが最も
 肝腎で彼の自花受精の危険は此の方法で完全に防止
 することが出来るのである何故なれば去勢の際に若
 しも籾が熟してある爲に裂開して花粉がこぼれると
 か乃至は他から飛散して來た花粉が柱頭に附着した
 と假定すると其の後三晝夜の時間を經過してあるか
 ら若し失れが受胎したのであれば柱頭は稍々萎れて

淡褐色に變し特有の光澤を全く失ふてゐるのである
更に子房の状態を檢視すると子房の大きが受精前に
比べると約二倍以上に膨大してゐるから誰でも容易
に是は白花受精をしたものであると鑑定することが
出来る去勢後三晝夜の間を經過して花粉を行ふの
は全く白花受精を防止せんが爲である。

斯くして完全な粃がらを殘し之に雄本の花粉を注ぐ
のである。稻の人工交配を始めた極最初の花粉の採
收法と云ふのは塗紙を開花中稻穂の下に擴げて花粉
を叩き落したものを更に筆とか攝子などで柱頭に振
り掛けたのである其の後段々研究して見ると斯くの
如く花粉を一度器物に集めたものを使用するとき
余程花粉の活力を減殺するものと見えて受胎の歩合
が著しく減して來るのみならず花粉採收の際に他品
種の花粉が混入する虞がないとも限らぬそれで昨今
は斯る舊式な方法は採らないのである即ち開花中の
穂から花粉を直接雌蕊の柱頭上に振り掛けるのであ
る斯くすると受胎の歩合が余程よい様である園藝の
方にては花粉の貯藏などを行ふが之を稻に應用して
貯藏を試みたことがある其の結果を見ると貯藏した

は殆んど全部飛散し去つて了ふことになるから一株
中一穂は必ず殘して之れに袋を被ふて白花受精をな
さしめて之れを雜種の原因として栽培するのである
水中に挿した穂は大概十五分か二十分もすると盛ん
に開花して花糸は長く伸長し葯が穎外に出て來る此
の時手で靜かに葯に觸れると葯は直に裂開して花粉
が頻りに飛散する之れを程度として極めて靜かに開
花中の穂を抜き取りて母本の上に運び花粉を柱頭上
にこすり落すのであるそして落粉の量は肉眼で見
て柱頭が淡黄色に見ゆる位の程度に注げば十分である
自然の場合に於ける受粉量を觀察するに肉眼で黄色
に見ゆる位澤山な花粉が附着してゐる様である故に
受粉量は可成多い方がよいと思ふ受粉が終ると覆袋
を施して糸で袋の外れぬ様に結び付けて置けばよい
而して覆袋には父母名や交配月日其の他の事項を任
意に記載して置くのも宜しい若し多品種の交配を行
ふ場合には一雜種毎に缺どか攝子とか自らの手先な
ごをよく消毒して更に著手する様周刻な注意が肝要
である。

F、出穂期の接近法

花粉は活力を失ふことが非常なものであるそれで花
粉の貯藏は殆んど實用には適しない斯の如く種々試
験をした結果花粉は新鮮なものほど好成绩を得たの
である現今行ひつゝある受粉法は種々な書籍や雜誌
などで見かける様であるが畢竟今將さに開花し始め
んとする時に一本植栽培の雄本の穂を穂首の稍や下
方二三寸位の所から切り取つて又葉を葉鞘際から摘
み去り風の全く入らない室に瓶か何かの器に水を盛
つて之れに切り取つた穂を靜かに挿して置くのであ
る若し風が入るとか動作を荒くやると開花と同時に
花粉が飛散する虞があるから多少注意を要する譯で
ある今將さに開花し始めんとする穂は如何なる穂か
と云ふに畧ぼ開花時刻に接した頃雄本の穂に注意し
て一穂中で一二粒の粃が僅か穎を開きかけた頃が
最も適當である而して一穂に於ける一日の開花数は
出穂四日目か三日目位のものが一番多いからかゝる
開花数の多い穂を利用するのが經濟である若し切り
取りの時刻が早過ぎると往々開花せぬ場合があるよ
く開花しても葯が固くなつて更に裂開しないときも
ある又夫れと反對に切り取りの時刻が遅れると花粉

以上述べ來つた交配は兩親の出穂期に余り差異のな
い場合のことであるが若し兩親の出穂期に大變な差
異があるとするれば殆んど此の交配は行はれない譯で
ある例へは極早稲と極晚稲と交配せしめ様とする場
合である
普通一週間や十日間位の差異であれば出穂期の早き
ものゝ方へ多少變則な施肥法で容易に出穂期を接近
せしめることが出来るが早稲と晚稲の如くに四十日
以上の差ある場合には如何にすればよきやと云ふに
それはさほど困難なことではない其の方法は先づ晚
稻の方の出穂期は何月何日頃であること云ふことを知
つて居つて其の出穂期日から算して二週間乃至廿日
位以前に一方早稻の方の穂首下から葉を殘し穂のみ
を一株全部切り捨てるのである此の時は早稲は無論
結實傾穂期に遷つてゐるかも知れぬが穂の状態には
關係なしに切り捨てるのである而して其の切斷前後
に窒素質の速効肥料を二三回施すのである斯く切斷
して放置すること二週間乃至廿日を経過すると切斷
された穂首下の第二節乃至第三節の液芽が伸長して
再生の穂を抽出するものである斯くの如くして晚稻

の開花期に接近せしめ之れを交配の母本或は雄本に供するのである。

G、受粉後の管理

明峯器學博士の説に依れば柱頭上に落ちた花粉は十二時間以内に花粉管を抽出して子房に達するといふことである而して茲に初めて受精作用を完ふするものである受粉後二晝夜以上三晝夜も経過したとき柱頭の状態を観察すると柱頭は著しく變色して萎縮し子房は又初めの約二倍以上の大きさに膨大してゐるので之を認めることが出来る何等變化の起さないので受精しない粒である其の後一週間以上も経ると粒は著しく發育して穎の切口上に現はれて來る始めて人工交配を試みて斯の如く首尾よく成功すると随分面白いものである處が受粉後の管理を誤ると折角苦心してやつたものが何の甲斐もなく空しく水泡に歸する場合が往々ある今管理法の大体に就て述べれば受粉後一週間位は矢張り交配させた場所に其の儘置き夜間などは外に出さなくとも構はない其の後は毎日日の出のとき極く弱く弱く光線に少時間位づゝ當てゝやるといふ風にして粒の内容が畧ぼ固定した頃には最

早室外に出して強い光線にあてゝも差支ないが雨か強い風に當てるとは大禁物である肥料は特に與へる必要はないが圓筒へ灌水することは怠らなくやらねばならぬ斯くして粒の充實が段々と進んで其の表皮が綠色を脱し所謂半透明に熟した頃之を收穫するのである

H、交配種子の育成

收穫した粒はよく乾燥させて粗殻を去り玄米とする而して適宜の容器に入れて乾燥した場所に貯藏するのである、貯藏中は鼠害虫害にやられぬ様注意すべきは云ふまでもないことである斯く貯藏されてある粒は翌春の播種期に取り出して皿の類に水を入れ之れに玄米のまゝで浸種して置いて時々陽光に當てゝやると數日中に發芽する發芽した粒は芽が四五分位の長さに伸びたとき一粒づゝ丁寧に淺水の苗代へ移植するのである是れが即ち雜種第一代(F)の草木で子に相當する譯である此の交配種子を播種すると同時に豫め自花受精をなさしめたる母本雄本の純系種子を播種して成育上に於ける原種と雜種の特性を調査するのである遺傳などを觀察すると却々趣味ある

ものである(終り)

●滿鮮實業視察談 (其の二)

山口屋彌一氏寄稿

木材 萩地方より積出される木材は主として丸太材で建築工用足場丸太並に支那人家屋建築に使用する柱桁等の材料であります御承知の通滿洲の森林は非常に龐大な面積に亘り鴨綠江流域右岸、豆滿江流域、牡丹江流域、松花江流域を合して大約二百七十八萬歩、蓄材積十七億六千三百萬石に及び未だ千古斧鉞の音を聞かない密林が続いてゐます。そして高さ百尺胸高直徑三尺以上の喬木が繁茂してゐる様子でありますが然し比較的小さな樹が少いので構造の倭小な支那在來の家屋には杉丸太が至極手頃で従つてその需要が盛んな譯であります今後その需要は増加する傾向がある様に思はれます。輸入足場丸太の需要期は三四月頃より始まり十月

十一月頃に止む様でこれは豫算と季節に密接な關係がある譯であります。

杉丸太の輸入商店は主に濱恒商店(各地材)中熊洋行(紀州材)大正洋行(萩材)で此等の商店より更らに市中の工事請負業者並に支那人材木商に轉賣される様子で支那人材木商に更らに輿地に仕向けてゐますがこの支那商店は一ヶ年の取扱高二十萬本位の見込みであります。寸法は十尺、十四尺、二十二尺、二十四尺、三十尺、で最適品としては三寸五分十二尺、三寸十尺が賣行が良し様です。如斯其の賣行は好望されてゐますが現在萩港より輸出される状態を見ますと船腹不足で充分に積込まれないことは遺憾で何とかして敏活に輸送さるゝよう切望に堪へません。

木炭 滿洲での木炭需要は餘り振つてゐない様ですその主な理由は石炭、瓦斯、電熱の消費が著しく旺盛で薪炭消費區域が年々縮小されてゐることは何れの都市も共通してゐるが特に滿洲はこの感が深い様です。

それはお手元に豊富なかも品質の良好な石炭が安價に得られるからであります。

木炭需要時期は季節の變り目即ち四、五月、十、十一月頃で室内の保温にストーブでは暑過ぎる頃が消費の最好調期とゆふ譯で従つて其の頃には市價も若干割高になる様です。滿洲木炭としては本溪湖附近を中心として安奉線一帯が本場で極く粗雜な製法で大量を生産してゐる様です。

何しろ支那人の工賃の安い處へ材料の豊富と來てゐますから鬼に金棒式で強敵であります。加ふるに朝鮮からは新幕を中心とする所謂根炭がこれ又本溪湖同様工賃安の鮮人により生産されることなれば運賃かけても引合ふ様子で内地品は是等の木炭に押され氣味で従つて工賃高の内地より輸出することせば品質の点で對抗するより外なく特殊の良木炭以外には輸入が期待されない様に思はれました。

寒い滿洲では防寒と家屋建築が通風しない様に構造されてゐます處へ黒炭は二酸化炭素を起す關係から衛生上好ましくならず主として白炭が消費され

てゐる様です。然しこれは嚴寒期で季節の變り目には家屋を密閉しないから衛生上差問題ないものと考えられ黒炭も需要されるではないかと思はれました。年消費量は大連五萬俵旅順一萬俵位の見當であります。

價格は朝鮮根炭が正味三貫八百目乃至四貫目入卸相場(大連、旅順)一圓三十錢—一圓三十五錢、本溪湖白炭は正味七貫目入で同上卸相場が二圓六十錢—二圓七十錢位であります。

内地よりは熊本縣の人吉産白炭が輸入され正味六貫目入同上卸相場三圓三十錢—三圓四十錢位です。(萩町役場の見本參照)

清酒 滿洲で消費してゐる日本清酒は大約二萬石と稱せられ其の内約一萬四千石は内地より輸入され六千石は所謂地酒であります。

輸入清酒の大部分は灘物で廣島産も相當入つて居ますが灘物に押され氣味で其の販路の擴張には非常に焦慮してゐる様であります。

灘物の代表的賣行の良しい品は菊正宗、櫻正宗で白鶴、白鹿は之に次ぎ忠勇、大關、白寶、其の他

は餘り振はない様に思はれました。直接消費者も酒

そのものゝ實質につき吟味すること少なく多くはレッテルにより良否を決める様で所謂名代の酒はその販路に苦しむことはありませんが名の通りな

い酒又は新たに販路を求むる酒は種々の宣傳により或は景品付により顧客の購買心を唆ることを忘れず非常に相互間の競争が烈しい様です。又地酒も逐年その醸造法が改良され技術が進歩して可なり良品を出す様になりました。關東廳でも自給自足をモットーとして奨励され烟酒税の内より

年額五千圓をその研究費として支出され技師杜氏は協力して優良品の醸造に努力してゐる様子であります。

原料の日本米産額も年百五十萬石—二百萬石は生産され朝鮮米の輸入量も年々減退してゐる様子で將來は米も酒も自給自足するに勢ひで活躍してゐます。

されば烟酒税の入らぬ(清酒輸入税石に付十二圓)地酒がだん／＼向上し消費者が實質に目醒めた曉は輸入日本酒もその販路が漸次縮小される様にな

りはしないかと思はれました。

滿洲には地酒の醸造家が十五軒ありまして百石乃至三百石大きなもので千石位生産してゐる様子であります。

大連市場での卸相場(四斗五升詰壹樽)

菊正宗 五十八圓—六十圓

櫻正宗 五十八圓—六十圓

白鶴 五十六圓—五十八圓

白鹿 五十六圓—五十八圓

加茂鶴 四十六圓—五十圓

三吉正宗 三十八圓

地酒 三十三圓—四十五圓

清酒の需要期は十月から翌年五月頃で六月—九月はビールの全盛期で賣行は微々たるものであります。

崩賣(弊賣)としては相當賣行もある様ですが漸次一升瓶詰に變つて行く様に見受けられました。

當地より輸出するとしても前陳の競争が烈しいのと新規に販路を求むる等で可なり困難を忍ぶ覺悟が肝要かと思はれました。

醬油 滿洲での斯業工場として見るべきものは六軒で年産額壹萬四千石位材料はすべて地産を消費してゐます。

外に朝鮮の仁川、鎮南浦より約二百噸千四百石餘輸入してゐる様です。

主要材料たる大豆、小麥、鹽に至つて豊富で加ふるに苦力工賃安は生産費を低下させ輸入品は絶無とゆふて宜しいまで自給自足が行はれた。龜甲對山サ丈けはレツタルのお庇で一部分の需要を充たすべく輸入されてゐる様であります。

最近特産品たる豆粕も硫酸に漸次その販路を阻まれた結果何とかして打開すべく種々の利用法が滿鐵の中央試験場でも研究され茲に醬油醸造に思ひ付かれすでに試験時代は過ぎて實行の域に到達してゐる様子で其の製品も立派なものが出来てゐます。

この製品は滿鐵の消費組合で販賣中でありますが材料の豆粕とゆふ先入主が非常に妨げとなり惜しい事には一般に賣行が思はしくない様であります。

滿洲大豆は朝鮮のそれと比べると色澤淡黄色で脂肪分に富み且つ小粒で豆腐などには面白からざるも醬油醸造には何等の欠陥もなく多量に消費されてゐます。

小麥も内地産と比ぶれば矢張脂肪に富み小粒で充實味に乏しい様ですがこれ又醬油の製造には差支ない様です。然し味噌として色澤の点で良くない様です。

大豆は大量取引で品質が統一され格付になつて居て壹號品は貨車買として百斤五圓八十錢一六圓位で小麥は百斤六圓八十錢一七圓位で鹽は原鹽百斤六十錢、再製鹽百斤一圓三十錢位であります。

市價の變動は端境期とても大して動かすたゞ奥地より輸送するときが冬期に際して雪のために搬出困難な場合又は舊正月には一般に支那人が休業するため全然搬出不能となり斯の際は市價も勢ひ引締ることが毎年の例だそうです。

●社會教育上の圖書館

(官報雜報欄記事坪谷水哉氏述轉載)

教育は學校にのみ限られるやうに思はれたのは古い思想である。たゞし未だ學校にはいらぬ前に家庭で養育する間に斷えず知識を授ける家庭教育も學校以外の教育の一種として認められたが學校を出てから後に死にいたるまで斷えず受けつゝある教育についてこれも一種の大切な教育であることは從來あまり注意されなかつた。

しかるに近來この學校以外の教育を社會教育と名付けて官民共にこれに重きをおき昨秋の御大典に際しては文部省において社會教育の功勞者として特に表彰することがあつた。

文部省においても學校以外の教育に注意されたのはかなり古しからで同省内に通俗教育調査會において圖書と活動寫眞のフィルムを審査し有益と認められた圖書とフィルムには認可を與わたるもその一端であつたがその頃は未だ社會教育といはずまたその注意も單に出版物と映畫のフィルムに限られたがその後國

民思想がヨーロッパ大戦を経て急激に變化し次第に危激に傾いて來たのでこれを矯正するために漸く學校以外においてこれ等の思想を善導する教育機關の必要を認めると同時に利用する機關の數が多くなること知れてこゝに社會教育およびその機關が重視されるやうになつたと思ふ。しかして教育機關として文部省の殊に重視されるものの中には圖書館が第一に數えられるやうになつた。

もちろん文部省においては圖書館の効用を認められたのは明治の初年東京湯島の聖堂の側に東京圖書館をおかれたときに端を發し後に上野へ移り全國唯一の官立である帝國圖書館の建てられたのも明治三十一年の昔樺山文部大臣の時代であつたが爾來三十一年の今日まで官立圖書館はこの一館に限られてゐる。

しかるに國民の智識慾は年一年と烈火の如く白熱して新刊圖書や新聞雜誌の發行が激増すると共に一方何人も一々これを買ひ求められないために集めて公衆に縦覽させる場所の要求を充たすべく公私立の圖書館新設が多くなり最近ではその館數が全國を通じ

六千餘を數へられるにいたつた。官立圖書館のたゞ一つであるのに比して公私立の發達は實に驚くべき進歩である。たゞしその六千餘の圖書館と稱するものゝなかには名實殆んど相副はずこれを圖書館と稱するにはためらはなければならぬものもあれどもかくそれ等の圖書館について日々自ら好むところの圖書を選択して讀む者が十數万に上りつゝあることは國民思想指導上における圖書館の勢力は實に偉大であることがわかる。

學校ならば教授科目を認可して全國の學生を同一模型に入れることができるが圖書館は千萬人が各々好むところのものを選び讀むものであれば思想の向ふところは如何ともしがたい。こゝにおいて爲政者の圖書館に望むところも大に注意を要するにいたつたと思ふされば昨年御大典記念として各地にはなるべく圖書館を建設するやうに文部省は獎勵されまた多年圖書館事務に勤めつゝあるものに對して表彰されたのもこれがためでありまた帝國圖書館の増築も昨年になつて起工されたのもつまり時勢の要求に順應したものである。

猶亦昨年秋帝國教育會において各種教育機關の改善に關する調査部をおいた際他の普通教育中等教育師範教育等と相まつて社會教育調査部をおいたのはこれも從來未だその例のないことで社會教育が重要視されたことの著大な現象である。その社會教育調査部において社會教育機關としては第一に圖書館をあげて學校における教育に對し學校外における各人個々に自らの教育機關として自學獨習の必要を唱導し將來は學校と圖書館とはその待遇を均等にすべきことを議定したのもまた注目すべきことである。

猶亦近來にいたり専門以上の學校卒業者の就職難が痛切な社會問題となつて來たのについて學校萬能の謬れる思想が大分認められ學校で受ける教育は大抵にして切上げ早く實務につき、その上で篤志のものに圖書館を利用し希望の圖書を借出して自宅で勉強するが休暇日に出かけて讀んで研究調査のできるとゆうことが漸く知られてこの方面からも圖書館の必要を感じるにいたつた。

要するに學校で教育を受けることは人生の最も大切なことであるが人間は教育を受けるのが目的でなく

教育は他日世に出でて働くべき準備として受けるのであるから準備には時期に制限があるその限られた在學間において人間終生の必要智識をことごとく修めんと欲するも不可能である。

社會は日進月歩して學校で學んだことは數年後には役に立たないことも少くないこゝにおいて學校外において死にいたるまで絶えず新智識を吸収することが必要であり恰も肉體の糧食には飲食を必要とすると同じく精神の糧食には新智識が必要でこの新智識の吸収方法は文學に親しみ新聞雜誌若は各種の圖書によることに勝るものはない。しかし無数の新刊圖書や雜誌を一々購讀するに堪へないからこゝに圖書館の利用がいよゝ肝要となるのである。

●明治節記念棟奉建に就て

左記の通會員募集に付奉建趣意書を送付し來れり
明治節記念棟奉建の趣意
明治天皇の御盛徳と御大業は、吾々國民が常に追慕し奉り片時も忘るゝことの出來ないところであり

まして、曩に 大正天皇神去りましてより、吾々國民の年中行事中 明治天皇祭の御儀を除かれましたのはいかにも残り惜しきことに思はれ、何とかして特に 天皇に對し奉り、吾々の至情を捧げたいといふ念願が日本國民の間に興つて參りました。此の止むに止まれぬ國民の要望は遂に一昨年帝國議會に於て、貴衆兩院より期せずして明治節設定の建議となり、多年 聖壽の無彊を奉祝するに慣れてゐました懐しの十一月三日、折節菊花咲き盛るの時を以て其の佳辰と定むることに満場一致にて採決され、次大詔の煥發となり、上下一致、舉國心を同うして、茲に從來の三大節の外に、明治節の一大節を加へられましたことは、何とも有難い極みで御座います。

然るに第一回の明治節は、時尙は亮陰に屬しておりましたので、臣子皆哀愁の中に此の佳辰を經過し、次いで昭和三年第二回の佳辰は、折節 天皇陛下御大禮の盛儀を京都に於て行はせ給ふべく東京御出輦の直前にあたり、國民の心中何かとあわたくしくかくて前二回の明治節は、未だ其のことを以て國を舉

げ、歡喜扶躍の至情にひたる事が出来かねるやうな情況にあつたのであります。

然かも今や、第二回の佳節を今秋に於てお迎へせやうとするに當りまして、此の有難き明治節御制定の聖旨を中外に顯揚せんがために、去る昭和三年一月より議を發し、京都比叡山の淨地を卜して明治節記念標を建設し奉り、永く皇祚の無窮と皇運の隆昌を禱り奉らんとするものであります。

抑々京都は我が國一千有餘年の舊都、四神相應の地、山河襟帶自然の城をなすと云ひ傳へられ、人皇第五十代桓武天皇が皇居を此地におさだめになつた時、比叡山を皇城鬼門の鎮護となされたところでありまして、明治天皇の御降誕も、御即位の大典御舉行の地も亦此の京都であり、而して明治天皇の御旨により、歴代の天皇は今後此地に於て御即位の大禮を行はせらるゝことに御治定遊ばされます等、寔に皇室とは御ゆかり深く、恐れながら我が皇室の御ふるさと、も申上ぐべき大切なる都であります。其の京の地の、而も一千年來都門の良位を守護し奉る比叡山々頂の地を以て明治節記念標奉建の聖域

と定めましたのは、寔に其の時と所の宜しきを得たものと深く信奉してゐる次第であります。

茲に昭和三年三月十三日、比叡山上記念標奉建地に標柱を建立するため、深さ五尺の地を掘りましたところ、思ひもよらず青銅製の經筒を掘り出しましたので、一戸會長以下各關係府縣知事、市長、警察部長等立會の上、現地に於て京都帝國大學考古學者の手によつて開かれましたが、その鑑定によれば、今より凡そ一千餘年前、桓武天皇が都を京都におさだめになつた當時、皇城鬼門鎮護の爲におうめになつたものであらうといふことでありました。これを聞いて一同肅然として聲なく、一種の靈感ひしひしとして身に迫り、此の處に記念標奉建の儀は、天も許し、神も喜び、畏れながら桓武天皇、竝に明治天皇御在天の英靈も御嘉納しますところと、思はず感涙にむせんだのであります。

右の趣旨により、廣く天下同志の賛同を求め、日本國內は勿論、海外諸國にまでも會員を募り、明治天皇の記念標を奉建して目的の達成を期するものであります。

冀くは此の趣旨を諒とせられ、奮つて斯の舉に御参加の上、萬世不滅の記念標を三十六峯紫深き天の一角に建立して、永く明治節御制定の精神を後代に輝やかし、併せて長へに大禮舉行の舊都を鎮護しまつて寶祚の無窮を千祈し、皇運の昌隆を萬禱せられんことを。

昭和四年一月

明治節記念標奉建會

● 感謝

◎六月十六日門司鐵道局より萩夏蜜柑の現況を詳かにせる主要貨物情報五月號三部を寄贈せられたり其の厚意を感謝す。

◎六月十三日椿東前田六郎氏より椿東尋常高等小學校運動用具として二人乗ブランコ壹基を寄贈せられたり其の厚意を感謝す。

◎六月二十二日戸畑市商工會より戸畑市商工案内一部寄贈せらる其の厚意を感謝す。

◎六月二十二日萩町の某氏より萩町吏員の事務研究費に充つる爲町長を経て金參拾圓を寄贈せらる其

の厚志に報ゆる爲同一の目的の下に町吏員を以て組織する巴城會の經費に之を充當し有益に使用することとせり其の厚意を感謝す。

◎六月中萩町日誌

(本月報中登載外のもの)

二日 後小畑縣道敷買収に關し後藤本縣土木課長

吉田縣屬及滿河萩土木出張所主幹來廳林町長其の他懇談を遂ぐ

三日 午後七時より町公會堂に於て第二回本縣料理屋組合總會開催林町長金子助役臨席

林町長及金子助役は中島技手と共に玉江浦漁業組合を視察

五日 午後八時より町公會堂に於て在郷軍人萩分會定時總會開催

須佐町に於て阿武大津兩郡戸籍並寄留事務協議會開催に付林町長出張翌六日歸萩

八日 午後二時より廳舎内外の大掃除施行

十二日 午後五時より樓上に於て波多咲子氏の送別

茶話會開催。

十四日 午前九時半より樓上に於て阿武郡町村長集會開催

中津江橋落成式舉行町長助役共臨席。

十七日 林町長は戸數割賦課協議會に列席の爲山田信用組合に出張

十八日 林町長は前日に引續き椿東區通心寺に出張

農業調査に付第一回關係吏員打合會開催

十九日 林町長は前日に引續き椿東區小畑浦永照寺に出張

二十日 午後一時より住吉祭引受町行事に關する協議會開催

林町長は前日に引續き三日間町公會堂に於ける戸數割賦課協議會に列席

午後四時より各課長事務打合會開催

二十二日 正午より樓上に於て第二回西部日本水産大會萩町協議會としての事務報告會開催

午後八時より堀内池内區長の邸宅に於て堀内親交會婦人部總會開催に付林町長臨席。

二十三日 林町長は戸數割賦課協議會に臨席の爲椿

西小學校に出張

二十四日 林町長は町公會堂に於ける戸數割賦課協議會に列席

午後一時より町衙に於て青年訓練所開設三週年記念行事打合會開催

二十五日 金子助役は在滿洲輸入組合萩駐在員設置の件につき下關市に出張即日歸萩

二十六日 午後二時より町衙に於て水泳講習協議會開催

二十七日 午後一時より鶴江公會堂に於て町會議員岩崎喜一氏葬儀執行につき林町長金子助役共會葬

二十八日 午前十時より町衙に於て萩特産物移出組合評議員會開催

二十九日 午後二時より町衙に於て戸數割賦課に關する町議全員の協議會開催

◎昨年の今月今日(六月)

四日 萩商業學校に於て縣下商業學校職員の學事

研究會開催

五日 本日より四日間蒸蒲鉾製造講習會開催

本日より十八日間當町内腸チブス豫防注射施行

本日より二十日間當町内蠅蛆驅除施行

八日 午前九時十五分東京上野驛に於て田中首相凶漢に襲はらる町長は萩町を代表し見舞の電報を發す

九日 勸業委員會開催

建部逐吾博士來萩史蹟巡視

十日 元阿武郡役所に於て海軍点呼執行せらる

十一日 山口歩兵第四十二聯隊第一大隊當町通過奈古村に行軍す

十二日 農林省囑託貴族院議員西火路子爵一行造林視察の爲來萩

十四日 本日より二日間町衙に於て阿武大津兩郡戶籍寄留事務協議會開催

元郡衙に於て阿武郡内各町村庶務主任集會開催

十九日 歩兵第四十二聯隊第三大隊當町通過福川村

に行軍す

二十一日 萩町外四ヶ村青年訓練所主事及指導員協議會開催

二十三日 山東派遣軍へ夏蜜柑參百七拾貳籠輸送に付宇品陸軍糧秣支廠員來萩

二十四日 町長及大田村田兩町會議員一行島谷汽船陳情の爲上京

朝來の豪雨已ます午後六時頃出水位最も高し中津江橋流失警戒の爲町吏員其の他終夜出動

二十八日 山東派遣軍へ輸送夏蜜柑買入の爲宇品陸軍糧秣廠員重ねて來萩

三十日 沖原に於ける椿青年團の神饌田々植式舉行

金馬本縣土木技手新川口埋立出願地實查の爲來萩

◎夏蜜柑の剪定に就て(四)

萩町 成澤技手

三、根の剪定

元來蜜柑に限らず植物の根と枝とは密接なる關係のあることは明なる事實なり即ち枝あつて根なく根あつて枝なき理なく兩者相俟つて初めて茲に完全なる發育を遂げ得るものなり

故に元來ありし枝を切ると根は必ず打撃を受ける其の程度は種類によりて異なるも蜜柑の如き常綠潤葉樹は其の影響を受くること頗る大なるものなり而して根を切りしときは上記同様これが爲に非常なる打撃を被むるものである

樹の組織成分の大部分は水分のものなれば根を切斷せられし爲一面水分を得るの途を失ひ他面には蒸騰作用をなす枝葉の附著せる部分との均衡を失ひ葉は萎凋落下し甚だしきものは樹を枯死せしむるに至るものなり夫れ故に根を切る場合は必ず夫れ相當に枝をも剪去し直接關係の大なる蒸騰作用を減削すること肝要なり而して枝を剪去する場合は根に於ける場合と同様損害を來すものなり即ち其の蒸發を妨ぐるよりして徒らに枝を繁茂し結實に大影響を來すことは己に識者の知る處なり次に之れが方法を述ぶることとする

三 剪根の方法

A、根の分岐を多からしむる爲に剪根す

剪根するときは側根の發生を促すものにして鬚根の分岐を多からしめ以て多量の養料を攝收するに適當なる状態となる、今苗木の移植せるものと移植せざるものとを比較するに移植せざりし根は概して太く側枝の分岐極めて僅少なるを常とす然るに一旦移植したる苗木は直根を有することなく根群は多數の細根を以て構成せらるゝを見る之れが爲に移植したる苗木は假令幹身の成長に於て劣るも組織堅固なるが爲活著容易なるのみならず定植後の發育優良なり蜜柑の苗木を養成するには栽植によりて直根を剪去し發育を助くること肝要なりとす

B、旺盛なる枝條の發育を抑制して結實を促進せんが爲に剪根を行ふ

蜜柑は他の落葉果樹に比し徒長すること少きも生長旺盛に過ぎて開花せざることあり又假令著花するも結果するに至らず或は結果するも成熟に先立ち落下するが如き例少なからず就中ワシントンネーブルに於て然りとす而してワシントンネーブルの同種

にして同地方にあるものに於てもよく結果するものあり其の結果の良好なるは概ね空氣乾燥し土質よく緊り而も表土淺くして根の徒長すること能はざるが如き處にして且つ樹梢のよく充實せるものなり之れに反して不結果なるものは何れも樹梢徒長せるか成は纖弱なる發育をなす病虫の被害甚しき樹なりこれ土質膨軟に過ぎ直根及大根の發生多き場合なりとす

文旦、抽砧等は直根多き爲徒長枝を生ずること多く従つて結果不良になること多し然るに枳殼砧は一般に樹形矮性にして細根多きを以て良く開花結實するものなり

桃、梨に在りては結果促進策として斷根法を行ふが柑橘に對しても之を行ふときは一時水分の吸収を減じ以て同化の養液を多からしめ樹梢の伸長を抑制し結實作用を盛ならしむるものなり

之が方法は固より樹勢の如何によりて程度を異にせざる可からず即ち夏橙、ネーブル等の如く比較的強盛なるものには強度に之を行ふべし金柑、紀州蜜柑温州の類には強く行はざるを可とす、これを行ふに

は樹の周圍即ち枝梢の擴張せる直下を巾七寸深さは土地の肥瘠、土壤の深淺砧木の如何によりて異なるも概ね一尺乃至一尺五寸位に掘り起し斷根するものなり斯くして直ちに覆土を爲し又は中耕を深くするも一方法なりとす

C、樹勢恢復策として剪根を行ふ

老樹若は病虫害其の他外界の影響の爲に樹勢著しく衰弱することあり然るときは根の發育も充分ならず即ち根群に影響を及ぼすものなり故に是等を恢復せしめんとするには先づ枝幹の剪定をなす而して之れと相俟つて剪根を行ひ同時に施肥を充分になすときは樹勢を若返らしむることを得るものなり其の他剪根を行ふ場合は根群の配列を整理して栽培を容易ならしむるものなり

茲に注意すべきは一回に於て強く剪根し終るときは却て贅根を招く恐れあるを以て必ず除々に行ふ可きである恰も剪根の場合と同様なり

整枝法

柑橘類の成長は如何に遅緩なりと雖自然の成長に委ぬるときは樹冠の形状一樣ならず即ち枝條は一方に

のみ生長し或は右に向ふべき枝が左に又左に伸長すべき枝が右に或は枝上に大なる空間を生じ乃至は枝條が一部に密生する等其の發育均齊なるもの甚だ少し其の爲害虫の發生多きのみならず之が驅除豫防及び施肥中耕敷草等管理並に採取等の作業に不便なること少なからず

故に枝條の整正を計り之が發育を均齊ならしめ以て地積及空間の利用を完全に爲さざるべからず
夏蜜柑の整枝法としては他果樹と等しく幼苗の時代より既に根本的整枝の必要がある即ち接木後其の儘放置するときは地上數寸の所より幾多の枝條を生じ以て従來の主枝を形成す従つて病虫害驅除豫防其の他管理採取等の作業に於て不便尠からざるなり故に接木後の苗木は注意して接穂より一本の本幹を出さしめ而して其の本幹は瘠地又は傾斜にして階段の幅狭き場合は一尺肥沃ならば一尺五寸内外の所まで一本立てとなし夫れより下部には分岐せしめざるなり之れ甚だしく苗木の發育を阻害するが如き感あるも其の發芽の當初は常に注意して摘芽を行ふときは極めて容易に而も其の勢ひを促進するものなり而して

接木後三年目の春に至れば移植せらるゝものなるが故に此の移植の際直根長根傷根等を短剪し同時に密枝下垂枝徒長枝枯枝其の他不健康なる枝葉を剪除するなり要する所既に述べたる如く一尺乃至一尺五寸の所より三本位の強健なるものを選び主枝となさしめ其の樹の骨格と爲さしむること即ち盃狀形仕立に於けるが如くすべし而して其の翌春三本の主枝より出でたる土用芽は全長の三分の二、強大なるものは二分の一位に剪去す例へば温州蜜柑なれば勢力強き樹に就て見るに春梢のよく伸長せるものは一尺五寸土用芽にては三尺以上に達す而して強大なる春梢程長大なる土用芽を出すものなれば勢力強き樹にては一ヶ年に四尺以上の伸長を爲すものあり故に之を以てせば強大なる枝條に於て剪定せし殘部三尺内外となる斯くして是等枝條上に良好なる春梢を生じ剪定せし先端に近き部分より特に良好なるものを生ずるを以て二枝を選び次年の主枝となすなり、これより出でたるものは又土用芽に於て剪定すること前年度と異なる所なし而して柑橘の主枝の抽出は梨苹果等の如く規則的ならず即ち梨苹果等において剪定せし

主枝の頂端より必ず勢力強き主枝を生ずると雖柑橘にありては然らざる場合多く前年迄は強勢にして立派なる主枝なりしもの本年に至りて壓倒せられ却つて意外の所より良好なる枝條を生じ主枝の變轉することあり故に前に示せる如く規則的に整枝することは困難なり

然れども斯くの如き理想の下に整枝をなすを要す即ち柑橘に於ては上部に向へる枝條は主枝となり下部のものは漸次年を経るに隨ひ上部に壓倒せられ主枝としての成長を繼續する能はざるに至る斯くの如くして樹の骨格を作り上げ十五年以上の盛果樹となるときは最早春梢のみにて土用芽の抽出極めて少く依て幼時に於けるが如く特に主枝を剪定するの要なし唯徒長枝枯枝下垂枝懷枝等を剪定し或は一面成長悪しく樹の均齊せざる場合には其の部分摘果して以て果樹をして圓筒狀に發育せしむるなり以上は夏蜜柑の剪定の必要なること及び之れが方法に就て述べたり以下はこれに依りて得る所の利益を記載することとする

剪定の利益

- 一、樹枝各部の成長を一樣ならしめ以て樹形を整ふ
- 二、贅枝を剪去し以て植物養料の徒費より免かれしめ幾分か肥料を節約し得
- 三、樹形を矮性に仕立つるが故に各種の作業を便利にす
- 四、隔年結果を防止し毎年適當に結果せしむることを得
- 五、果實の形狀品質を上進せしめ且つ豊産ならしむ
- 六、不用なる部分の剪除により大氣の流通陽光の透射を良好ならしめ病虫害の發生被害を減ずることを得
- 七、根の剪定によりて養料を攝取し易からしむるを以て施肥の効果を大ならしむ
- 八、結果年限を促進せしめ且つ樹令を長くし延びては結果年限を永からしむることを得
- 九、根の剪定により其の枝梢を充實せしめ結果を促進せしむ
- 一〇、藥劑の散布に當り其の量を節減し万遍なく行ひ得るのみならず勞力をも節減することを得
- 一一、一定面積内に於て成長を保持するが故に地積

を最も經濟的に利用することを得
 一二、果實の成熟を促進せしむることを得
 剪定の利益斯の如し故に剪定は柑橘栽培上如何に必要なる技術であることは以上述べたる所によりて明かなり
 而してこの重要な剪定も其の方法宜しからざるに於ては爲に勞費と報酬を得ざるのみならず却つて樹勢を損し不結果を招くものなり
 而して是等の不結果は如何なる場合に多く見るかと云ふに枝條の剪定過度なるときにあり故に樹勢の如何外圍の状態の如何に鑑み形状の大小を定めざるべからず若し徒らに其の形状にのみ拘泥し余りに小形に仕立てんか其の形状を維持する爲に過度の剪定を行はざるべからず而して過度の剪定は枝條の發生を盛ならしめ結果不良なるを免れず
 要するに剪定は夏蜜柑栽培上極めて重要なを以てこれを行ふには樹の生態を知り其の目的に向つて爲すべきものなりとす
 終りに大樹を剪去せしときは切口に塗布する接臘並に日焼を豫防する石灰乳の處法を左に記載す

接臘	上等松脂	一 封度(百二十匁)
	豚脂	二 封度半(百八十匁)
	アルコール	六 オンス(四十五匁)
	テレピン油	一 オンス(七匁五分)
石灰乳	生石灰	一〇
水	カセイン石灰	一
		適宜

◎納税のすゝめ

本月の税金は國稅宅地租第一期國稅所得稅第一期及縣稅同附加稅と町稅特別稅戸數制第一期分の四種であります其の納期は廿七日でありまして左記の通出張徴收を致します

七月廿五日	木間 小學校
	山田 信用組合
	玉江 浦説教所
	椿 信用組合
七月廿六日	椿 東記念館
	積善信用組合雁島支部
	鶴江 公會堂
	小畑 浦公會堂
	越ヶ濱 中善寺

昭和四年七月

萩町 稅務課

◎敢て町産業技術員の御利用を望む

萩町の産業を増進する爲町の専屬技術員として普通農事一人果樹園藝一人林業一人水産業一人養蠶業一人の外に囑託技術員として普通農事一人を置いております是等の入達は全く机上の仕事爲す者では無く町内當事者各位の奉仕せらるゝ夫々の事業に就き實地の指導を爲すことを以て本體として居るものであり皆様が之を御利用下さればこそ萩町の生産業を進歩發達せしめ得るのでありますから今後は御遠慮なく關係の區長役場を経て其の旨をお申出下さい勿論町當局としては出來得る限り御希望に副はしむる様致します敢て御利用を望む
 尙ほ右技術員の人達が町内を巡回の際皆さんの田畑園地其の他林野等の施設振りにつき氣付きたる事項あるときは約業書大の厚紙に其の要旨を認め看易き所に之を掲げ置き御注意を促すことと致しておりますから右様御承知置きを願ひます

萩町 勸業課

公 告

萩町で奉仕してゐる庶般事務の概況を廣く皆
さんにお傳へ致しそしてより良く萩町の現勢
を理解して戴き町將來の福利増進に資せむが
爲毎月一回此の月報を發行することゝしたの
であります又毎號共區長役場の方から皆さん
のお宅へ回覧の取扱ひをされますから其の際
は萩町の爲進むで御精覽の上成るべく早くお
隣りへ御廻しを願ひます
尙ほ印刷實費一ヶ年分金貳圓拾六錢を御納め
になれば別に此の月報をお配りすることゝし
ておりますから其の旨を萩町役場又は區長役
場まで御申出で下さいませ

萩町庶務課

昭和四年七月十三日印刷
昭和四年七月十五日發行

編輯兼發行者 萩町長 林 勇 輔

山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地
印刷者 荒瀬 徳 治

山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地
印刷所 信清舎印刷所